九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

明治期筑豊における煽石鉱業の一考察 : 煽石一括売捌きをめぐって

今野, 孝
福岡大学商学部

https://doi.org/10.15017/13725

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 13, pp.33-66, 1984-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

明治期筑豊における煽石鉱業の一考察

――煽石一括売捌きをめぐって――

今野　孝

目　次

一、はじめに
二、煽石とその特殊性
三、明治初期の煽石をめぐる状況
四、嘉麻組石炭売捌処の設立
五、坑業組合の成立と一括店による煽石売捌き
六、筑紫物産組による煽石一括捌き
七、明治二十三年恐慌と煽石一括売捌き
八、むすびにかえて

一、はじめに

本稿は、筑豊石炭鉱業のなかにあって、これまでほとんど注目されていなかった煽石鉱業について、若干の考察を加えておこうとするものである。具体的には、明治十年代から二十年代にかけて、煽石の統一的な売捌組織を設け、送炭量を制限して価格を維持し、安定的な煽石生産の確保をはかろうとしていた煽石採掘業者の一連の動きに着目し、これをとおして、当時の煽石鉱業がおかれていた状況を確認しておくものである。

後述するように、確かに煽石鉱業は筑豊の石炭鉱業の中ではやや特異なものであり、その量的な意義も小さい。しかし、筑豊石炭鉱業全体が撰定坑区の策定による鉱業規模の拡大と中央資本の進出、そして本格的な機械の導入へと発展していくこの時期の、煽石鉱業がおかれていた状況について確認しておくことは、必ずしも特異な事例をとりあげるだけのものではない。むしろ、煽石鉱業は特異であるがゆえに、過剰生産傾向を常に内包しながら発展してきた筑豊石炭鉱業の姿を、より尖鋭的に示しているといえる。さらに煽石採掘は、かなり遅い時期まで農民を中心とした零細な土着の鉱業者によって担われており、この点からも当時の筑豊石炭鉱業の一側面をよく示しているといえるものであろう。

ただし本稿では、利用した資料の性格から、採掘業者間の申し合せや、一手販売引受人との契約、およびそれらの変遷をみることによって一応の理解を得ておくにとどまるものである。さらに現在までのところ、たとえ明治期に限定するとしても、煽石鉱業全般にわたって考察の対象を広げるまでには至っていない。特に本稿では、煽石の市場や個々の煽石坑の経営の実態についても全く触れなかった。その点では、きわめて不十分な論考となる誹はまぬがれない。ただ後者の欠如については、もともと本稿は、撰定坑区であった嘉麻煽石坑の分析の前段となるものでもあり、別稿でこれをとりあげ、その一例として詳細に検討する所存である。

二、煽石とその特殊性

煽石は地中の石炭層が、火成岩の熱によって変質したものであり、そのため我々が一般に「石炭」と呼んでいる瀝青炭などとはかなり異なった性質をもっている。また変質作用をうける前の石炭の性質や、その変質の程度によっても煽石は種々の性状を示している。筑豊では地域によって、またその性状に応じて、各種の名称で「煽石」を呼んでいたようである。

明治三十七年発行の福岡鉱山監督署『筑豊四郡煤田調査報文』の掲出するところを参考までに示せば左のとおりである。

- 煽石
  - ハシリ（煽石）
    - ボンシー
      - マテ　又ハ　マテガラ　一名モーガンコ
        - 大マテ
        - 小マテ
  - オコリ　一名無烟炭
  - チクラ　一名傾城

右側の「ハシリ」が熱源に一番近く、作用を最も強くうけたもので、左側の「チクラ」が熱源から遠く、元の石炭に近いものである。「ハシリ」は火成岩により直接強烈な作用をうけたため、無数の小さな気泡を内部にもっており、そのため火中に投じると爆散（はじけ飛ぶ）して痕跡をとどめないほどであるといわれている。そのため家庭用などの一般燃料としての使用には全く不向きであったが、逆にこの爆散する性質が石灰を焼く場合に都合がよく、大いに賞用されたといわれる。田川地域では「ボンシー」というもちに形状が似ているのでそう呼ばれたということであるが、「マテ」、「マテガラ」、「モーガンコ」もその形からきた呼び名で、「モーガンコ」とは田川地方で「つらら」のことをいう。柱状節理をなすその形をあらわしている。また「マテ」、「マテガラ」も貝に似たその形からきた名称で、単一のものを「小マテ」、群をなすものを「大マテ」と呼んだという。

「オコリ」は「ハシリ」と異なり、爆散することはなく、木炭のように煙を出さずによく燃え、火力が強く家庭用にも適していた。これを一名「無烟炭」とも称していたが、その成因からもわかるように、本来の無煙炭（anthracite coal）とは別のものである。

「チクラ」は、もっとも熱源から遠いために変質が少ない部分で、有煙炭と「オコリ」（無煙炭）との中間的なもので、そのため「半無煙」・「白煙」とも呼ばれ、田川地方では「ホダ」、「チクラ」、嘉穂地方では「傾城」と呼んでいた[1]。

なお、これら全体を総称していう広義の「煽石」に対して、「オコリ」、「チクラ」をのぞき、爆散性のある「ハシリ」のみを「煽石」と呼ぶ狭義の「煽石」もあった。

「煽石」の主たる用途としては、やはり石灰焼の燃料である。前掲『筑豊四郡煤田調査報文』には次のように述べられている。

「煽石の品位及用途　最良ノ煽石ヲ産スル所ハ、田川郡ニアリテハ池尻近傍、鞍手郡ニテハ勝野、嘉穂郡ニテハ嘉麻坑、下山田及鬼山附近ナリトス、良煽石ハ概シテ銀白色ヲ帯ヒ、軽クシテ良ク爆散シ、喩ヘ粉炭トナルモ、個々稜角ヲ有スルモノヲ以テ最上トス、

用途ハ石灰焼ニシテ、普通オコリトハシリトヲ混合シテ供給セラル、ト雖モ、当業者ハ良ク爆散スルモノヲ喜ヘリ、而シテ質堅キ石灰岩ニハ、矢張堅クシテ良ク爆散スルハシリノ方之ニ適当シ、柔キ石灰岩ニハ柔クシテ寧ロオコリ的ノモノヲ良シトスルガ如シ、土佐ノ石灰業者ハオコリヲ好ミ、恒見地方（門司ノ東）ニテハ最モハシリヲ貴フト云フ、又オコリ即チ無煙炭ハ、火力強ク骸炭分多キヲ以テ、煉炭ニ代用セラル、コトアリ、又其代価廉（川崎附近ニテハ小売相場百斤ニ付弐拾銭内外）ナルヲ以テ、木炭ノ代用トシテ家用ニ供給セラル、

普通此等ノ煽石ハ、塊粉ノ割合三二対スル七位ニシテ、粉炭ト成リ易

ク、其価格ハ荷車積込ミニテ九円乃至拾円ノ相場ヲ有ス」

（同書、二二三頁）

資料にあるように、煽石の中でもその性質に応じて用途がわかれていた。石灰製造業者の地域によっても需要の対象がいくぶん異なっている。家庭用として木炭のかわりに用いられる理由のひとつは価格が安いことである。たしかに他の炭種と比較しても煽石の価格は低位であった。

以上のように煽石の性質は特異なものであるといえるが、もうひとつ煽石にとって特徴的なことは、その産出地域が鞍手・田川・嘉穂各郡の一部に限定されていたことである。このことは石炭産業全体における煽石の量的意義を決定的に規定している。煽石の発見・利用は「石炭」にくらべて遅れていただけでなく、その後も煽石は石炭採掘の副産物としての性格をもちつづけていたようである。

次に送出炭量のなかに占める煽石の割合をみれば、表―1に示されるようにごくわずかな量にとどまっている。特に明治中期以降は石炭全般の増加に対して、煽石は停滞的であり、その比重を低下させている。

ところが、田川郡における明治十七年の煽石の生産量を『田川市史』中巻（昭和五一年）に引用されている田川郡役所の「勧業統計表」によってみれば、表―2にみるように、それほど低いとはいえない。生産高は石炭の約六割、価格では約五割である。これでみる限り、少なくとも田川郡における当時の煽石の量的意義は決して少なくはなかったといえよう。しかしこの資料の数値から、借区人一人あたりの借区面積を算出して石炭坑と煽石坑とを比較すると、石炭坑は一人あたり一五〇〇坪強であるのに対し、煽石坑は七八〇坪弱である。筑豊では全般的に小規模な採掘がほとんどであった当時ではあったが、石炭坑と比較すれば、煽石坑の方がさらに零細な規模であったといえる。もっとも、田川郡において煽石が比較的その量的な比重を保っていたのは、煽石の主要産地であると同時に、同郡が石灰石の産地でもあり、煽石に対する地元の需要があったことも無関係ではないと思われる。

ところで、明治十六年の『鉱山借区一覧表』によれば、田川郡内には四一借区（うち二借区は明治十五年までに廃業）の煽石坑が記載されている。これに対して嘉麻・穂波・鞍手の各郡については、それぞれ三坑・一坑・三坑が煽石坑とされているのみである。[2] 煽石坑とされているものを掲出すれば表―3のとおりである。また同十七年の『福岡県勧業年報』の「十六年中諸坑業借区略表（三池官坑ヲ除ク）」から石炭坑業と煽石坑業の分について表―4に掲出しておく。両者の間にかなり相違があるが、いずれの場合も煽石坑の零細さを示している。ちなみに『鉱山借区一覧表』による田川郡の煽石坑区は四一借区、合計面積は四万八〇〇〇坪弱、一借区当りの面積は一一六五坪強である。

注（1）金子雨石『筑豊炭坑ことば』（昭和四九年、名著出版）四三頁参照。

（2）豊前田川郡は、明治九年まで旧小倉県に属していた。旧福岡県と旧小倉県の煽石坑数の大幅な差は、両者の煽石坑に対する取り扱いが、相違していたためではないかと思われる。

三、明治初期の煽石をめぐる状況

煽石の発見および利用は、ともに石炭にくらべるとかなりおそい。煽石鉱業の先駆者としては、筑後久留米出身の村上久三郎の名があげられる。若松の恵比須神社境内にある邨上久三郎碑によれば、嘉永年間に久三郎が天草で石炭を採掘中、坑内で石炭とは異質の石を得て、この利用の考案をはじめたという。四年間の苦心の末、彼はこれまで顧られることがなかったこの石を、石灰焼の燃料として利用する方法を発明し、この石を煽石と名付けたとされている。彼は安政三年には筑豊にいたり、嘉麻郡上三緒村でも煽石を発見して採掘し、さらに居を若松港に移し、煽石売捌所を設けて煽石の販売に従事している。これらの功績によって

彼は「官賜百金」を得、あわせて五人扶持にかえて煽石専売の許を得た。[1]

また一説では、田川郡の弓削田村では文化年間から煽石が採掘されており、安政から万延・文久年間にかけて、徳納五郎一という人物が同村小松ヶ浦で採掘に従事したという。彼もまた田川郡における煽石採掘の先覚者とされている[2]。

初期の煽石礦業の状況については、必ずしもあきらかにはしえないが、若松村の山本喜七郎が県庁に宛て提出した願書によれば、明治初年における煽石をめぐる様相をうかがうことができる。

「　遠賀郡若松村山本喜七郎乍恐奉願上事[3]

一万物開白之時節トハ乍申、煽石之儀先年来全不用之廃物ニハ処、右ヲ以石灰焼廃(発)明出来、去己巳年ゟ会社御取立他払相成、自他上下之有益追日盛太ニ御坐ハ、私儀右石代受払根(帰力)受持被仰付置聊関係仕ハゟ右御仕組弥増有益之道勘弁仕居申ハ処少存寄ハ儀有之、乍恐左ニ奉申上ハ、宜敷御評儀ヲ以御採用被仰付ハハ、難有奉存ハ

一石灰焼方諸方トモ従前木炭相用来ハ処、近来煽石相用余程利方ニ相成申ハ由、乍然未隈(湾)〻迄煽石相開ヶ不申、矢張木炭ニテ焼方仕居申ハ処モ有之、阿州辺漸〻相開当季初ゟ煽石取組相成居申ハ、扨煽石之儀ハ於石灰焼方ニゟハ至極最上之器ニテ、木炭相用ハヨリ火勢大ニ強ク用方宜敷、并石灰ニ相成ハ生石割方大塊ニテ宜敷ニ付、割人夫費モ無数利方ニ相成、并焼立ハ後木炭之灰取除ニ手間取、煽石之灰ハ除ニ不及、并煽石焼方釜太ク仕構出来大ニ博取申ハ由、尤右等ハ聊ノ儀ニテ有之ハ得共、近来何方モ木炭殊の外高価ニ相成、其割合ニ比ハ得ゟ煽石之価甚以賤敷、誠ニ歎敷奉存ハ、凡木炭百斤煽石百斤其巧等敷其価不同有之、加之前廉ノ通有益之筋モ有之ハ丈煽石之方高貴ニ相成度事ト存ハ、然ルニ今程煽石壱万斤代若松ニテ金札拾壱両、木炭壱万斤ハ正味四貫目入ニテ四百俵、凡壱俵之代金弐朱トシテ、金五拾両ニ相成申ハ、尤往復運賃モ有之ハ得共、半途ニ不及ハ、畢竟煽石之儀先年来廃物ニテ有之、当時堀出方ホモ水除抔人力之費無之輸出相成ハ条、只〻輙輸出之見込ヲ以煽石ノ価相備居ハ哉相見申ハ、実ニ石灰焼方ノタメニハ抜群之巧能有之所之正真之直打未相備儀と奉存ハ、依之得と愚勘仕ハ処、此品漸近来之発明ニテ未別業ニ用達無之故、価賤敷道利(理)モ可有之歟、乍然石灰焼ニヲイテ格別之器ニ付、追年木炭同位ニハ可相成筈ト奉存ハ、草根・木皮トイエヒ製業之巧ニ依テ不論、根本ヲ良業ニ相備申ハ条、此煽石モ石灰焼ニヲイテ屹度巧能有之ハ条、則力量有丈ノ価木炭同位之処相備申度志願ニ御坐ハ、乍恐只今之通御売捌ニテ、定価ヲ以御売捌ニ相成ハ儀、少商法之智巧薄ニ似ハ歟ニモ相見申ハ間、一手段ヲ以煽石之力量有丈直打相備申ハハ、追年屹度御国益弥増ト奉存ハ条、何卒為試三ヶ年中煽石御売捌方私ゟ御益投請ニテ売捌方自在ニ仕ハ儀、為御任被仰付ハ様此段伏テ奉願上ハ、依之御益金是迄御定之外左之通増上納可仕ハ、右年限後ハ御見込ヲ以過倍之御益至当之御定則可被仰付ハ、勿論煽石山元石代渡方艀運賃渡方之儀、近来直上ケニモ相成居申ハ儘、是迄之通聊無別条御定之通相渡為相運ハ儀ニ御坐ハ、尤此後米価高下ニ随無拠元直段高下有之節ハ、従前之振合ヲ以御沙太被仰付度、於私ニゟ全旅方売渡之工風ヲ以高価ニ相捌、御国益弥増ハ様取斗申度存寄ニ御坐ハ、尤何品ニ不限売買トモニ其巧無之品、以謀計ヲ一旦利益貪トイエヒ、必永続不仕儀ハ申迄モ無之、今程石灰之儀ハ田肥ニ大ニ相弘、下直之品ニハ屹度巧能有之由ニテ追々捌方宜敷、石灰焼之釜所近年四国・芸州・豊後・紀州辺年々次第ニ相増居申ハ、就ゟハ根元木炭焼ニ仕居申ハ事故、木炭同直迄ニ相成ハ儀ハ至当之儀ニ奉存ハ、且煽石之儀ハ未他国ニ無数肥前唐津ニ少々輸出ハヘ共、下石ニテ却ゟ御国石ニ交用不申ゟハ一品ニテ難相用ヨシニ御坐ハ、右之通釜所ハ相増右粮食之煽石ハ其割余分輸出無之ハ条

少々兵粮引足兼ゟ位ニ取斗ゟハ、、今更木炭相用ゟ儀モ大造ゟ条、則煽石有丈之直打木炭同直相顕レ可申と奉存ゟ間、先手船ヲ以是迄煽石不相開場所ニ専相運ひ、木炭ト煽石トノ欠益ノ道相施売弘申度、左ゟ得ゑ是迄煽石相用来ゟ場所ゟハ自と引足兼ゟ様相成ゟ条、直段下落不仕様可相成ト奉存ゟ、就ゑハ此煽石未別業不相用全ク石灰焼而已ニゟ条、御国内輸出モ過分ニテハ却ゑ売場間申ゟ姿有之ゟ条、随分ソロ、、輸出仕度事ニ奉存ゟ間、依時宜ニ岡揚ホモ仕置、山元石代金ハ別操合ヲ以相渡、売捌之儀ハ臨機応変之手数ヲ以入札払ホモ仕申ゟハ、、必定自ラ至当之高値ニ可相成と奉存ゟ、愚意之歎願奉恐入ゟ得共、御採用被仰付ゟハ、、一入尽力仕、第一御国為、次ニ於私商法之道相開難有奉存ゟ

一従当年三ヶ年ノ間煽石売捌方私ゟ御益金投受ニテ為御任被仰付度奉願ゟ、依之是迄諸苦労ホ御定則有之居ゟ分、御益ニ相加ゟ見込ヲ以是迄御益御定之外ニ当季六割増、来季八割増、三季目九割増ニテ御上納可仕ゟ、勿論右之処ゑ凡上納ニゑ、其他手代召遣ゟ給料・紙墨并諸雑費ホハ新ニ売上ヶ金ヲ以私ヨリ相仕舞可申ゟ間、何卒煽石売捌受持ノ御免札頂戴被仰付ゟ様奉願上ゟ、但村益・幟備之義ハ御益之外是迄ノ通私ニ相備可申ゟ事

但一季分御益ハ季替之節御上納可仕ゟ事

一是迄洌口御番人衆売捌方御受特ニ御坐ゟ、手馴之事故右御番人衆之内巧者衆御二名見ケメ之号御申附被仰付ゟハ、、万事談合仕利不尽之儀無之様仕度奉存ゟ、尤右御苦労銀一名弐拾円宛、是ハ御益の外私ヨリ差出可申ゟ、御支筋無之ゑ御許容被仰付度ゟ

一手代田島屋久三郎儀元来煽石発起ニテ去巳年以前ハ同人受持居申ゟ、其砌私共少々存寄申上、御仕組ニ相成、久三郎儀手代役ニ被仰付置ゟ、然ルニ煽石為発起之内借ホ出来仕居申ゟ趣、旁以同人ゑ老年ニ付悴伊吉と申者手代ニ召仕度、尤伊吉ゑ未若年ニテ小使位之用達ゟ得共、右為苦労銀百斤ニ付永銭拾五文宛遣申ゟハ、、少々宛内借モ片付出来可申と奉存ゟ

一煽石之儀当時猥リニ輸出仕ゟテハ、前ニモ申上ゟ通石灰焼一筋之器ニ就直段引立かたくニ付、勝野・新多両村ヨリ一季中千五万斤トシテ其内輪ハ不苦、其余輸出無之様被仰付度事

一嘉穂両郡ヨリ輸出ノ分是迄勝手売も有之、焚石会社ニテ売捌モ有之居ゟ趣、可相成ゑ一同一手ニテ相捌ゟ様被仰付ゟハ、、輸出之目途モ相見甚都合宜敷御坐ゟ、其外同郡ゟ黒崎御学校入費之料として少々宛輸出有之居申ゟ、是モ同様ニとも相成ゟ得ゑ、惣ゑ煽石一手捌ニ相成都合能事と奉存ゟ、勿論至当之御益ハ其筋ゟ差出可申ゟ

一是迄煽石旅船積渡焚石会所ゟ相届ケ、同会所ヨリ洌口御番所へ引合□□船ニ出帆有之居申ゟ、依之焚石会社ノ手代之為苦労何程欤煽石会社ヨリ御渡ニ相成申ゟ、此儀ハ御廃止被仰付焚石会所ニ不抱煽石売捌ヨリ洌口御番所へ届、出帆相成ゟ様被仰付度事

（虫喰、之上カ）

右之通御採用奉願ゟ、以上

遠賀郡若松村　山本　喜七郎

明治五年壬申二月

福　岡　御　県　庁　御中

この願書を出した山本喜七郎については未詳であるが、この内容から明治二年に設置された煽石取扱会社で[4]、煽石の受払を担当していた者のようである。彼はその立場から煽石の販売法について改善をはかり、煽石の普及によって地元の増益をめざし、同時にみずから煽石の一手売捌きの免許を受けて利益を得ようとしたものと思われる。

山本喜七郎の願書はかなりの長文であるが、多くの問題を示唆している。喜七郎はこの願書のなかで、当時における煽石の用途や市場、あるいは価格などについてふれ、さらにそれらの将来の見通しにも言及して

分析を加えている。

以下この願書の内容をみてみよう。

1、煽石の需要

従来石灰の製造の燃料には木炭を使用していた。木炭のかわりに煽石を利用するようになって、煽石は石灰製造に利益をもたらした。しかし煽石の利用はまだ広く普及するまでにはいたっていなかった。そこで山本喜七郎は、煽石を石灰の製造に最も適した燃料として普及させることによって、需要を拡大していくことができると考えた。しかも後述するように、需要を拡大していく過程において、ある程度の配慮を行なう必要があるとしている。

2、石灰製造用燃料としての煽石の優位性

彼はつぎに、煽石が普及する可能性を、石灰製造燃料としての従来の木炭と煽石とを比較し、煽石の優位性をあきらかにすることによって説明している。

それによれば、煽石を利用することによる利点は次のとおりである。㈠火勢が強いこと。㈡原料の石灰石は、煽石を利用すれば大塊のままでよく、石割人夫の費用が不要であること。㈢焼立後に灰を取除く必要がないこと。㈣窯を大規模にすることができること。

これらのいわば技術的側面からの煽石の優位性は、石灰製造における生産性の向上をもたらす大きな意味をもつものであったと思われる。しかしながら彼によれば「右等ハ聊ノ義」であるという。これは右にあげた煽石の特性がそれほど重要なものではないと述べているようにもとれるが、むしろこれは彼が煽石の売捌きに関係しているという立場から、最も重大な関心事のひとつであったと思われる煽石の価格の問題を意識し、強調するための文言であると理解すべきであろう。すなわち彼はつぎに煽石と木炭の価格の差、㈤当時各地とも木炭の価格が高騰してきたこと、をあげている。煽石の価格が木炭にくらべて低位にあるということは、煽石が木炭にかわって利用されるひとつの大きな理由であって彼もこの点を十分認識していた。しかし彼からみれば「其（木炭――引用者注）割合ニ比ゆ得え煽石之価甚賤敷、誠ニ歎敷」ほどであり、煽石の売捌きに携わる者としては必ずしもよろこべない状況であった。

そこでつぎに彼は石灰製造で使用される木炭と煽石について、その価格の比較を試みている。

3、石灰製造の燃料としての木炭と煽石の価格

彼によれば、煽石も木炭も同重量では「其巧等敷」とされている。彼は前述のように煽石の方がより有益であるから、当然高価であっていいと考えている。ところが実際には若松での両者の価格を比較すれば、煽石一万斤あたり一一両に対し、木炭は約五〇両であり、消費地での煽石の価格は、ほかに若松からの運賃がかかるとしても、木炭の半分にもならない。

煽石の価格がこのように低位であることの原因を、㈠煽石は最近まで廃物とされていたこと、㈡採掘に際しても従来排水などの費用をかないで掘っていたこと、㈢従来の価格自体が輸出できるようにという考え方で決められていたように思われる、といった諸点に求めている。

彼は、煽石の利用は最近の発明であり、石灰焼以外の用途が現在のところないため、価格が低いのも道理ではあるが、石灰焼には十分効用があるから木炭と同じ位の価格にはしたいと考えている。さらに、現在のような売捌法と定価では「少商法之智巧薄ニ似ゆ哉ニモ相見ゆ」と批判し、試に三年間、自分に売捌きを任せてほしいと願い出ている。

4、山本喜七郎の煽石売捌計画

彼の願い出た計画は「一手段ヲ以煽石之力量有丈直打」を備えさせること、すなわち「旅方売渡之工風ヲ以高価ニ相捌」くことを目的としていた。

需要者である石灰製造業は、石灰が田肥として広まり各地で増加して

いる。一方供給者は、一部唐津から輸出しているものがあるが、筑豊の煽石と混合しなければ使用できない程の低品位であって、ほぼ筑豊に限られた。そこで輸出量を不足する程度にすれば、従来は木炭を使用していたのであるから、木炭価格までには煽石の価格も上昇する、と彼は考えた。さらに煽石の普及をかねて、もっぱら煽石をこれまで未利用の地域に自分達の船で輸送し需要を開拓すれば、従来の需要地は品薄となるが、木炭への再転換も大変なので需要圧力が増し、煽石価格が下落することはなくなる。また供給についても、市場の拡大は期待されるが、需要者が石灰製造に限られるため、急速な輸出をさけ必要に応じて若松で貯炭したり、入札を行なうなど臨機応変の売捌きによって対応することを周到に計画している。

彼は許可を得るため、上納すべき益金の割増を申し出るとともに、洌口番人二名を見ヶメとして苦労銀を負担し、売捌きを円滑にすすめようとしている。また注目されることは、前述の村上久三郎（資料では田島屋久三郎）が明治二年以前に煽石売捌を受持っていたということが述べられていることである。彼はこの「会社」が設立されるにあたり、喜七郎の「存寄」によってこの「会社」の手代役を仰付けられたとされている。煽石利用の先覚者である久三郎に対しては、喜七郎も配慮していたようであり、久三郎が売捌担当時に負った借財の返済にあてさせるため、老年の久三郎にかえて、年少ではあるが、その子の伊吉を手代として採用し「苦労銀」を与えることにしている。

ところで、この喜七郎の売捌計画のなかでとりわけ重要な点は、鞍手郡の産出地である勝野・新多両村からの輸出高を制限しようとしていることと、あわせて嘉麻・穂波両郡からの煽石についても、従来の「勝手売り」あるいは「焚石会社」扱いの分もふくめて、全ての煽石を喜七郎のもとで一手に売捌くことを求めていることである。また旅船積出に関しても、従来焚石会所へ届け出ていたものをやめ、直接洌口番所へ届けて出帆できるようにしたいと申し出ている。[5]

この山本喜七郎の願書が、福岡県から許可されたかどうかについてはあきらかではないが、これまでみてきたところから、一応次の点に注目しておく必要があると思われる。

ひとつは喜七郎の煽石の需給に対する認識である。煽石の利用が緒についたばかりの当時では、当然市場は未開拓で狭隘であるが、普及過程においても、煽石の特性によって需要先が限定されているため、無計画な供給は煽石価格を低位におしとどめる原因となることを認識していたことである。そして以上のような認識にたてば、これに対処するために一手売捌きによる流通段階での統制が必要であると考え、その実行を計画したことである。

彼の計画した流通段階での統制は、それまで行なわれていた旧藩時代の焚石仕組の方法・手段を一応踏襲した形をとりながらも、その目的としたところは基本的に異なっていた。旧藩の焚石・石炭旅売仕組の意義が貧民救済にあって、本百姓経営の維持あるいは再建を目ざす封建政策の一環であったのに[6]対して、山本喜七郎の計画は、かりに県の行政的な力を背景として利用しようとする意図はあったとしても、県自体の政策や意向などとは直接には関係のないものであった。

彼の計画は現実的な煽石売捌きという流通段階で、煽石を普及させて市場を拡大しながら、同時に煽石の価格の引き上げをはかろうとするものであった。これは販売戦略的な意図をもって計画されたひとつの新しい動きであった。この時の彼の計画から、当時の煽石をめぐる状況を読みとるとするならば、煽石はその利用が緒についた当初から相対的な過剰生産の傾向を内包しており、そのために供給者側の何らかの有効な対策を必要とするものであったことを示唆しているといわなければならない。

注（1）村上久三郎については、拙稿「煽石の発見利用と村上久三郎」

（『西南地域史研究』第二輯、昭和五三年一一月、所収）を参照されたい。なおその折には不詳であった、若松の西念寺過去帳に記載されていた「伊吉父、村上和三郎」が村上久三郎であることが、今回引用した山本喜七郎の願書によって明かになった。また高野江基太郎『筑豊炭坑誌』（明治三一年）によれば、久三郎は鞍手郡勝野や豊前の池尻でも煽石を発見したとされている（一一頁）。

（2）前掲、『田川市史』七七九頁、および高野江基太郎「炭坑沿革一斑」（『筑豊石炭鉱業組合月報』一巻九号、明治三八年三月、所収）による。

（3）佐藤家文書、七九、（北九州市八幡西区本城、佐藤つる氏所蔵）、引用は福岡県立図書館所蔵マイクロフィルムによった。

（4）明治二年に設置されたという「会社」については不詳である。

（5）それまでの煽石の旅売について、焚石会所を通してどの程度の管理・規制が行なわれていたのか必ずしもあきらかではない。また明治四年旧十月に旧藩の物産会所が物産会社として改組されており、この願書かこれと何らかの関係があるとも思われるが、これもよくわからない。なお前述のとおり、当時田川郡は小倉県に属していたので、この計画には田川郡産出の煽石は含まれていない。

（6）松下志朗「福岡藩の焚石・石炭仕組について」（『近代経済の歴史的基盤』、ミネルヴァ書房、一九七七年）を参照。

四、嘉麻組石炭売捌処の設立

ところで、旧藩の規制撤廃後の筑豊石炭鉱業の状況は、右の山本喜七郎の例にもみられるような、問屋を中心とした流通に携わるものの規制撤廃に呼応した積極的な動きとは対照的に、採掘業者側の対応は旧制度への復帰をのぞむような、むしろ退行的な対応であった。その原因は強大化してきた問屋支配であり、その背景となって問屋支配を容認せざるを得ないものは、採炭業者みずからの零細な経営にあった。

ところが、明治十年代に入ると、坑業者の新しい動きがあらわれてきた。その一例を明治十五年に若松に設立された嘉麻組石炭売捌処にみることができる。[1] この組織は問屋の流通支配に対抗して、嘉麻郡の麻生賀郎を中心とした坑主一六名が、自分達が採掘した石炭と煽石を売捌くために若松（資料では蘆屋にも設置することになっていた）に設けたものであった。かなり詳細な規定を設けて営業を開始したが実際には設立後まもなく、急激な炭価の下落にあい、これに対応しえなかった売捌処の資金不足と、そのためにひき起こされた組織内部の結束の乱れによってあえなく挫折した。

麻生賀郎は嘉麻組炭売捌処の企てが失敗したあと、残余期間の業務を同売捌処の構成員の一人であった福間久兵衛に「依任」[2]している。明治十五年十月に両者の間で交わされた「約定証之事」によれば、それまで嘉麻組の坑主であった一六名の「銘々石炭私（麻生賀郎――引用者注）へ売捌定約之分、貴殿（福間久兵衛――同）へ此先依任」するもので、煽石はこの約定からは除かれている。そして煽石については第七条で「一、煽石三ヶ所一括シテ売捌之節ハ貴殿へ依任致ル事」とされている。煽石の売捌きに関しては次のような資料が残されている。[3]

「　煽石売捌ニ付定約証
身元受確証
今般嘉麻郡煽石売却所設置ニ相成ニ付、拙者右売却所扱方被成下、実ニ難有奉存候、然ル上ハ左ニ揚（掲カ）ル条件堅ク御受可申上候
第一条

煽石売捌方法ハ今般豊前田川郡、鞍手郡ト申合手続ヲ遵守シ、厳重取扱可申候

第二条

煽石売捌代金ハ各坑別間通帳ヲ仕立置、之ニ附込、時々御引渡可申候

第三条

煽石壱万斤ニ付拙者手数料トシテ金弐拾銭ニテ一切売捌所諸費ハニ御引受申候

第四条

煽石売捌代金ニ於テ、若非常盗難及問屋沖舟其他何人ニ不不拘災難掛リ合ホ出来候共、一切拙者引受聊坑主ハ代金引受方ニ付御迷惑相掛不申候

第五条

煽石売捌直段ホ之義ハ飽マテ入念売却可仕、若不正ノ所業有之ハハ如何様共御取計ニ相成候共必ス御受可申候

第六条

煽石売却代金及坑主備金ホニ於テ、若不引渡ホノ節ハ勿論別葉抵当物御糴売之上御償ハセ可被成候、尚不足相生スルハハ身元受証人ヨリ屹度償却可仕候

「右之通身元受証一札如件」

第七条

一煽石積舟切ハ又ハ定価ハ下直ニテ陸揚ニ相成ハ節ハ川艀運賃・中師賃月弐分五厘利子付ヲ以、何時ニ迄も無指支出金可致ハ事

第八条

一煽石都合ニよりて他国へ積出ホ之節、沖舟雇入積方可仕、尚川艀運賃・中師賃七条同断之事

右廉書之通、本月ハ十二月迄一ヶ年間引受、坑主中御為ニ相成リハハ、屹度注意可致、仍而定約証書一札如件

麻生太次郎殿
井手代四郎殿
麻生惣兵衛殿
坂口忠平殿

煽石坑主御中

身元証

麻生賀郎殿
塊炭粉炭坑主御中」

この資料は、嘉麻組石炭売捌に関する資料が入った「明治十四年十月、嘉麻郡坑主中若松・芦屋へ商会設置ニ付書類袋」に、前述の福間久兵衛との「約定証之事」ともども、売捌処関係の諸書類とともに入れられたものであり、差出人と日付がないが明治十五年十月以降、嘉麻組が実質的に崩壊した後に作成されたものとみてよいであろう。これが実行にうつされたものか、また売捌きを担当した者が石炭の場合と同じ福間久兵衛であったのかについても明らかではない。しかし、仮に実行されなかったとしても、石炭と煽石の販売を同時に福間久兵衛に委託しなかったことは注目されねばならない。すなわち十五年十月当時、麻生を中心とした旧嘉麻組の坊主たちが、煽石についても売捌きを「依任」したいと考えながらも保留したのは「煽石三ヶ所一括シテ売捌」く事、つまり嘉麻・鞍手・田川の三郡の煽石を一括して売捌く体制を考えていたためにほかならない。また掲出した資料の第一条には「今般豊前田川郡、鞍手郡ト申合手続ヲ遵守シ」とあり、三郡の煽石採炭業者の間で何らかの申合せが成立したことがうかがわれる。もしそうであれば、煽石採掘業者に限られてはいるが、筑豊の採炭業者が、郡を越えて新しい連帯的な動向をみせたものとして注目されよう。

一方、田川郡においても、『田川市史』に引用された前出の明治十七年「勧業統計表」に「煽石坑石炭仲買会社一社」がみえる。また同市史には、田川郡池尻村の佐々木進平より「豊煽社」が若松に積出す煽石の販売を、小倉の問屋中原屋に依頼したことが掲出されている。[4] 嘉麻社同様の坑主らによる売捌組織が田川郡でも作られていた。しかもこの豊煽社は明治十八年六月に、麻生太吉との間で、嘉麻郡鯰田村から採出する石炭を若松で売却する「仮定約証」を交しており、麻生との関係をもっていた。田川郡を含めた販売組織の計画はかなり実現性のあるものとしてすすめられていたと思われる。

注（1）詳細については、拙稿「明治十五年福岡県における嘉麻組石炭売捌処に関する一考察」（『西南地域史研究』第一輯、一九七七年、所収）を参照されたい。

（2）麻生家文書、忠隈C－八－七。

（3）麻生家文書、忠隈C－八－八。

（4）原出典の『中原嘉左右日記』によれば、

［明治十六年三月廿七日］

一　田川郡池尻村、佐々木進平・・・・

右跡金、本日より若松へ罷越、煽石売捌間際金ヲ以、返納致候ニ付当分用捨願出候事

［明治十六年五月十七日］

一　田川郡池尻村佐々木進平参、年賦金延滞甚不相済断出、今夕より若松へ立越、煽石六万斤斗下居候間、売払上羽金受取、返却候様申出ニ付、厳重引合置候事

［明治十六年五月廿一日］

一　田川郡池尻村佐々木進平、十八日認メ状着之事

豊煽社若松へ下込煽石其儘ニ付、売捌キ之義、則生喜作ニ頼置候事

などの記事がみられる。さらに中原屋は、この例にかぎらず直接煽石の販売を取扱い、また鞍手郡新多村の煽石坑主への貸付などをおこなっていたことがわかる（米津三郎編注、西日本文化協会発行、覆刻本による）。

五、坑業組合の成立と一括店による煽石売捌き

明治十年代までの筑豊石炭鉱業の状況は、廃藩置県によって撤廃された旧藩焚石仕組の規制もなくなり、ともすれば乱掘乱売におちいり、そのため資金力の零細な採炭業者は問屋の支配に屈しやすかった。当時の採炭業者にとっては、このような状況からの脱却が重要な課題であった。

福岡県はこのようななかで、明治十八年四月に布達第三十四号をもって「坑業組合準則」を達し、筑豊五郡に各郡別の坑業組合が設立された。さらに同業組合の連合組織として、同年十一月に「豊前国筑前国石炭坑業組合」が設立された。[1] この時に組合規約とともに「石炭販売一括方法」が発議されたとされている。翌十二月に若松港に組合取締所と石炭一括販売店を設立、芦屋には取締出張所と一括代理店を置いたという。この「石炭一括販売店ハ本組合創立に際し組合会の協議に依り若松、蘆屋の両港に石炭売捌及び廻漕引受所設置するゝとなり杉山徳三郎を以て引受人と定め特ゝ契約を結び一括販売を為し競争濫売の弊を矯正し専ら坑業者の利益を図」[2] るものであった。

さきの嘉麻組石炭売捌処の例と同様に、採炭業者でもあった杉山徳三郎を引受人として販売にあたらせることは、まさに「坑業者の利益」を守ろうとする意図が感じられる。しかしこの計画もまた嘉麻組同様すぐに失敗に帰することとなった。同引用記事によれば、「諸般の関係に於て支吾を生じ来り終に之を維持する能ハずして廃するに至」ったのであるが、この一括販売失敗について著者は、「然れども前に期する処の弊習を

去り坑業者の直接に間接に其利益を与へ石炭売買取引一変して商権荷主に帰するの傾向あり自ら一括販売を要せざる状勢を呈し来るに至りたれば又以て一括販売所の廃物に属せしを憾みとせず」と述べている。明治二十二年当時、石炭取引をとりまく状況が、変化してきていたのかは疑問が残る。著者としては杉山に対する配慮もあって「憾みとせず」と述べたのではなかろうか。むしろ失敗の本当の原因、つまり彼のいう「諸般の関係に於て」生じていた「支吾」のひとつは、後にふれるが杉山の資金不足にあったのではないかと思われる。

一方、「煽石炭は専ら石灰の焚料に供するものゝして需要ゝ季節あり其量数も亦限あるを以て之が制限を立てざる時は供給忽ち需要に超過して其声価を維持するゝ能はざるを察し本組合内煽石坑主ハ明治十九年五月部分会を開き煽石採出制限及び代価定めに関する契約を締結し売捌ハ総て一括店に委托するゝと為し」[3]煽石についても杉山徳三郎の一括店を通して売捌かれることになった。

石炭に関する採炭業者側と杉山の契約に関する資料は、管見のかぎりでは未見であるが、煽石売捌きに関しては次に掲出する資料によってその内容を知ることができる。

明治十九年五月七日の杉山と煽石坑主との契約は、「五郡煽石坑主申合契約」となっているが、実際には田川・鞍手・嘉穂三郡（実際には当時嘉麻・穂波は別郡）の坑主惣代と杉山徳三郎が引受人として契約して、これを五郡聯合坑業組合取締所に宛て提出する形をとっている。

この時の契約については、嘉麻郡内の煽石坑主一五名による同年六月七日の契約附属文書、および同年九月の三郡の煽石坑主委員による「煽石坑主株定契約書」により、かなり詳細に知ることができる。

「　五郡
煽石坑主申合契約[4]

一従来坑元ヨリ契約シアル煽石ハ、一括店ヨリ手準ヲ経テ其取扱ヲナスヿ

一当港ニテ売捌スル煽石ハ、凡定価ヲ立厳重ニ売却ヲナスヿ

一着炭風雨ヲ除ク之外（ママ）日間売却相成ヲサル分ハ、悉皆陸上ヲナスヿ

一若松港陸上石ハ時ノ相場七分以内ヲ為換スルヿ、最旧六月以前陸上スル分ハ時相場ヨリ五拾銭ヲ減シ之ニ七歩以内ノ為換スルヿ

一陸上石期限ハ満六ヶ月トシ、該期マテ未売却之分ハ取締所ヨリ坑主ヘ照会ノ上、直ニ協議ヲ遂ケ売却スヘシ、過不足ハ各坑主ノ責任タルヘシ

但六ヶ月ヲ経過スル分ト雖モ商景ニ拠リ協議ノ上延期スルヿアルヘシ

一陸上ケ石ハ凡三郡ニテ五百万斤ヲ限リトス

但　百九拾弐万斤　田川郡
百六拾参万斤　鞍手郡
百四拾五万斤　嘉摩（麻）郡
〆

一若松港陸上ケ五百万斤ヲ経過スルトキハ直ニ各郡ヘ照会シ、悉皆積留ヲナシ、該陸上石凡売却六歩ニ至ラハ更ニ協議ヲナシ積下ケヲナスヿ

一積留ノ報知ヲ承知シテ積下ケタル分ハ、悉皆取締所ヘ没収スルモノトス

但積留スル場合ニ於テ確実ト見認タル時ハ、川端出石見込ヲ以テ為換金ヲ出スヿモアルヘシ

一陸上ニ限リ為換金利足ハ、期限内一ヶ月金拾円ニ付拾銭トス

但六ヶ月ヲ経過スル時ハ更ニ契約通リノ利足ヲ附スルヿ

一積下ケ停止シ陸上炭ヲ売却スルトキハ、定価ヨリ壱割ヲ増額シテ売却ヲナスヿ

一各郡坑主ノ川船積入炭ニ対シ、為換金ヲ厳重ニシテ取組ヲナスヿ
但為替付石炭途中ニテ生シタル損害ハ坑主ノ責任ニシテ、為換金及ヒ利子ハ坑主ヨリ直ニ償却ヲスルヿ
一一括店ヨリ為換取扱員ヲ派出スルトキハ連帯坑主ヨリ相当ノ日当ヲ弁スヘシ
但嘉摩・鞍手ノ両郡ハ小竹ヘ派出ノヿ、田川郡ハ赤池ヘ派出ノヿ
一定価ハ商景ニ拠リ坑主ノ見込ト一括店ノ見込ヲ合セ、取締所ニ於テ之ヲ定ルモノトス
一定価ヨリ三拾銭以内ノ高下ハ一括店ニテ取扱フモノトス
一各坑煽石若松港着船ノ上、品位名実不相当ト見認ムルトキハ、取締所ノ撿査ヲ受ケ取扱ヿアルヘシ
但取締所ニ於テ品位難見認際ハ、坑主立会ノ上是ヲ定ムルモノトス
一凡現今定価ヲ定ムル左ノ如シ（別掲付表A欄参照―引用者）
一各坑煽石炭ニ限リ一塊タリトモ一括店ノ手準ヲ経サルモノハ見当次第差押ヘ取締所ヘ之レヲ没収スヘシ

右之条々各自確守可致候也

豊前国田川郡坑主惣代（四名）
筑前国鞍手郡坑主惣代（七名）
仝国嘉摩穂波両郡坑主惣代（三名）

明治十九年第五月七日

引受人　杉山徳三郎㊞

五郡聯合坑業組合
取締所御中」

「十九年五月七日一括店ト煽石坑主トニ関スル契約附属[5]

一煽石ハ渾テ若松・芦屋ノ両港ニ於テ売却スル事
但従来坑主ヨリ他ヘ直輸出ノ契約アル分ハ、一括店ヨリ適宜ノ方法ヲ設ケテ之ヲ履行ス可シ
一煽石ノ定価ハ其時機ニヨリ一括売捌所ノ見込ヲ以テ一円巳下ノ直下ケ売却スルヿヲ得可シ
但シ此場合ニ於テハ坑業取締所ノ承認ヲ経ルモノトス
一煽石定価一円巳上ノ下直ニアラザレバ売買相成ラザル場合ニ於テハ坑業取締所ニ申立、其指揮ニ従フ可シ
（附箋）「本三項ハ一括店及取締所権限充分ニシテ云々申立ル向モ有之ハヘ共、已ニ各小組合煽石部坑主ノ承諾ニ属シタル義ト推考シ相諭置ハ間、何卒一括店ヲシテ最モ御注意相成度、則附籤ニ及ハ也　㊞」
一坑業取締所ニ於テ前項ノ申立ヲ受タルトキハ、実物ヲ撿査シ其申立ヲ相当ト見認ムルトキハ、之ヲ承認スヘシ
但執義（衆議）決シセサルトキハ、坑主ニ通牒シ其意見ヲ聞キタル後、之ヲ処分ス可シ
一煽石ハ直輸ノ分ト雖モ、送炭券ノ宛名ハ必ス一括店トナシ、備考ト雖モ問屋行ナルヿヲ記載スルヲ許サス
但若シ一括店ニ宛ズ問屋ニ送付スルモノハ、仮令一時ノ謬誤ニ出ヅルモノト雖モ契約違背ト見做シ相当ノ処分ヲ為ス可シ
一買問屋ヲ望ムモノハ、兼テ一括店ニ対シ其旨協議ヲ為シ置ク可シ
但一括店ニ於テ本文ノ協議ヲ受クル分ト雖モ、指名問屋ニ於テ買方ヲ望マザル欠、代価下直ナルトキハ、他ノ問屋ニ対シ取引ヲ為ス可シ
一十九年五月七日ノ契約書第十項ハ、煽石ノ積止メヲ行ヒタル上ニアラザレバ適用セザルモノトス

参考

五月七日ノ契約書第十項ハ左ノ如シ（省略―引用者）

右之条々各自確守可致候也

明治十九年六月七日

嘉麻郡立岩村（二名）
嘉麻郡下三緒村（二名）
嘉麻郡上三緒村（五名）
嘉麻郡綱分村（六名）

前書承認候事

嘉麻穂波坑業組合
組長　麻生多次郎　印

明治十九年六月八日

「明治十九年九月決議
煽石坑主株定契約書[6]」

煽石売立高并ニ月割代価予定契約之事

一煽石五千五百万斤

是ハ豊筑五郡ニ於テ十九年十月ヨリ二十年九月迄売立ツヘキ分トス

内訳

壱千七百万斤　鞍手郡
壱千七百万斤　嘉麻郡
弐千壱百万斤　田川郡

右割合各月ニ分賦スル丁左ノ如シ

月割	田川郡	嘉麻郡	鞍手郡
自旧九月至旧十二月	六百拾万斤	三百五拾万斤	三百万斤
自旧正月至旧二月	四百万斤	三百万斤	弐百五拾万斤
旧三月中	四百三拾万斤	四百万斤	三百五拾万斤
旧四月中	四百万斤	四百万斤	四百万斤
旧五月中	百五拾万斤	弐百万斤	三百万斤
旧六月中	五拾万斤	弐拾五万斤	五拾万斤
自旧七月至旧八月	六拾万斤	弐拾五万斤	五拾万斤
合計	弐千百万斤	千七百万斤	千七百万斤

一各部内ニ於テ前割合以内ノ分ハ、其部内煽石坑主ノ申合セヲ以適宜採出スルモノトス

一坑業取締所ニ於テハ、毎月割賦高ニ超過シタルモノト見認ムルトキハ、其部内ニ対シ積止ヲ命ス可シ

但已ニ途中所在等ニテ月割ニ超過シタルトキハ、翌月割賦ノ内ヲ以テ指引スルモノトス

一各部内割合高ニテ需用不足ヲ生ス可キ見込有ルトキハ、取締所ト一括店ト協議ヲ以テ割増ヲ各郡ニ命ス可シ

但割合ノ比例ハ前項割合ニ準シ、且此場合ニ於テハ冒頭鞍手郡ヘ壱百万斤ヲ割宛ツルモノトス

一積止ヲ命シタル場合ニ於テ煽石ヲ積下シタルトキハ、壱万斤ニ付金弐円以上ノ違約金ヲ出ス可シ

一違約ノ載判ハ坑業取締所ニ於テシ、違約金ハ取締所ノ雑収入トシ、取締所経費ニ充用ス可シ

煽石代価ヲ定ムルヿ左ノ如シ

炭位	月々値段	嘉麻郡	田川郡	鞍手郡
天切	旧九月中	八円五拾銭	八円	八円三拾銭
仝上	自旧十月 至旧十二月	九円	八円五拾銭	八円八拾銭
仝上	自旧正月 至旧二月	九円五拾銭	九円	九円三拾銭
仝上	自旧三月 至旧五月	拾円	九円五拾銭	九円八拾銭
仝上	自旧六月 至旧八月	九円	八円五拾銭	八円八拾銭

但各郡天切以下ノ煽石等級ハ従来ノ通ニ依リ定ム可シ

一価格ハ前項ノ如ク定ムルト雖ども、各品位共金三拾銭以内ノ上下ハ其時機ニヨリ売捌所ニ於テ適宜ニスル事ヲ得可シ

一煽石品位・名称ニ相違アリト認メ、前項範囲内ヲ以売却ナシ難キ場合ニ於テハ、取締所吏員ノ立会ヲ経テ之ヲ変更スルヿヲ得、此場合ニ於テハ直ニ其坑主ニ報ス可シ

一煽石売捌立会委員トシテ、筑豊両国各壱名ノ互撰ヲ以テ若松ニ在勤セシムルヿアル可シ

但委員手当金ハ各坑主ノ負担ニ属シ、其額ハ適宜タル可シ

一立会委員ハ本契約ニ関スル一切ノ部理代人トシテ諸般ノ事ニ参与スル者トス

一此契約ノ年期ハ先ツ本年十月ヨリ来ル二十年九月迄トナシ、其期ニ臨ミ更ニ協議継続ス可シ

一煽石ハ同盟問屋ニ於テ買方ヲ望マサルトキハ、同盟外ノ問屋又ハ仲買人等ニ売却スルヿヲ得ルト雖ども、代価ハ本契約ニ定ムル範囲外ノ上下ヲ為スヿヲ得ス

一違約者処分其他契約書ニ明記セサル条項ハ、本年四月中一括店ニ対スル契約書並ニ六月迄ノ契約ニ従フモノトス

明治十九年九月

田川郡煽石坑主委員（六名）
嘉麻郡煽石坑主委員（六名）
鞍手郡煽石坑主委員（一名）」

以上の三資料から、五月七日の申合契約をうけて各郡で契約附属文書が六月七日に作成され、これにもとづいて三郡の間で詳細な契約が九月に入って交されたことが推察される。各郡別の坑主間の契約については嘉麻郡の分のみであるが、田川・鞍手両郡についてもほぼ同内容ではなかったかと思われる。

この杉山の一括店による売捌きは、これまでにみた嘉麻郡での一手販買計画などとは比較にならないほどの大きな意義をもつものであった。郡別ならびに月別の送炭量をあらかじめ定め、また各郡名柄別の定価も定めるもので、坑主側・売捌人側ともにこの決定に拘束される。しかも煽石産地の三郡全部に適用されるもので、違約処分も定めて強制力をもたせている。また価格については月別の設定も行なっている。この資料でみるかぎりでは、煽石の需要期は三月から五月にかけてと思われ、価格・送炭量とも一番高くなっていた。価格は上品位名柄の天切でみるかぎり嘉麻郡が一番高価になっている。鞍手郡と比較すれば艀運賃の差異程度であるが、これに比すると田川郡は低位にあるとも考えられる。

ところでこの計画も、石炭の場合と同様早々実行不能となり、一括店は廃止された。この間の事情について「団結の力堅固ならず契約に違背し脱荷するもの多く故に本所に於ては之が取締を厳にし百方理解を尽すと雖も眼前の小利に迷ひ永遠の利益を慮らざるものあり又如何と

もなす能ハず於是乎当所ハ到底施行し得べからざるものと認定し明治二十年五月一日付を以て煽石採出制限及び代価定めに関する契約は一応抛棄するヲとしたり」[7]とされている。筑豊における煽石産出地域全域にわたって、送炭量や価格をふくめた統合的規制を行ない、煽石坑業者の利益を守ろうとする画期的な試みであったにもかかわらず、この一括店による売捌計画は一年を経ずして失敗に帰した。記事はその原因を、採炭業者の意識の低さに求めているようである。その点はたしかに否めないとしても、それでは彼らを抜荷に走らせ、あるいは「小利に迷」わせるものは一体何であったかをあきらかにしなくてはならない。

一括店の営業の実態をあきらかにする資料はなく推測の域を出ないが、一括店の資金力の不足が失敗の原因のひとつであると思われる。

若松あるいは若屋の港まで川艜によって運送された煽石は、ここで一括店によって売捌かれるが、買い手がつかない場合は、川艜に積んだまま売却を待つことになる（滞舟）。さらに売却ができなければ、一旦港に陸揚げ（オカアゲ、岡上・陸上）して港所貯炭となり、売却を待つことになる。採炭業者にとっては、滞舟料・岡揚賃・保管料など諸費用が増加し好ましくないが、何よりも売却できないために、代金の受取りが当面遅延することは、彼らにとって最も重大な問題であった。多くの採炭業者はこの間の資金融通に腐心していた。殊に、より零細な弱小坑が多かった煽石採炭業者の場合は例外ではありえなかった。このような場合には一括店によって港所貯炭分の代金を立替ることになっており、これが「陸上為替」とよばれるものであった。さらにこの時の契約では港所貯炭が規定の数量を超えると港への積下げが禁止され（積留）、坑所あるいは川積場で貯炭となったものに対して「山川為替」を行なう場合もあるとしている。この両為替の有無、あるいはその割合、さらに陸揚げされるまでの日数の規定は採炭業者にとって大きな意味をもつものであった。見方をかえれば資金力に富む問屋が零細な採炭業者を支配しうるひとつの理由がここにあったといえよう。

採炭業者にとって重大な関心をもたざるを得ないもうひとつの点は、積留が行なわれる条件となる若松港での陸揚炭量であろう。「若松港陸上ケ五百万斤ヲ経過スル時ハ直ニ各郡へ照会シ、悉皆積留ヲナシ」と定められており、若松での陸揚量の限度は五〇〇万斤とされていた。煽石の売捌きが不振で貯炭が増加した場合、山元からの送出はこの量によって規制される。「制限を立てざる時は供給忽ち需要に超過」するほどに供給圧力が強いとするならば、客観的にみて許容される貯炭量というものは、ほとんどないに等しい。結局、陸揚げされた量に対しては「陸上為替」が必要とされるから、陸揚炭量の限界は一括店の資金量に規定される。同様に陸上為替の割合や山川為替の能力、あるいは貯炭の期間も資金量に規定される。ちなみに以上の諸点について、この時の杉山徳三郎の一括店と交した契約内容と、三年後の明治二十二年に筑紫物産組と交した契約内容とを比較すれば、杉山の資金力が相対的に（おそらく絶対的にも）低かったことはあきらかである。

零細な規模の採掘業者によって構成される当時の煽石の生産構造と、需要先がある程度限定され、常に供給過剰の傾向をもつ煽石の市場構造とを前提すれば、この明治十九年の一括店による一手売捌きの企ては、三郡にわたる送炭量や炭価の規制を行ない、市場構造に何らかの影響力を及ぼそうとした点では、たしかに画期的なものといえるが、もう一方の煽石の生産構造――換言すれば零細な煽石採掘業者の個々の脆弱な経営そのもの――を改善するものではなかった。そこで一括店が彼らの資金的要請に応えうるものではなかったとすれば、採掘業者にとってあらたな規制の出現は、彼らの違反行為を必然ならしめるものであり、そこにこの計画のひとつの限界があったといわなければならない。実際にさきの表―1によって、明治十九年と二十年の煽石送炭量をみれば、十九年は約六五〇〇万斤、二十年は九一〇〇万斤強であり、平均しても八〇

〇〇万斤程度になり、予定の五五〇〇万斤を超過している。規制が有効に機能し得なかった証左であろう。

注（1）筑豊石炭鉱業組合については、本誌所収、荻野論文を参照されたい。

（2）「●筑豊石炭坑業組合　筑豊石炭坑業組合沿革ノ略」（『日本鉱業会誌』第五二号、明治二十二年六月）。なお、同誌に二回に分けて掲載されたこの寄稿は、初代組合総長石野寛平によるものと思われる。

（3）同右、「●筑豊石炭坑業組合　一括店の事」。

（4）嘉麻煽石坑「定約書」（麻生家文書、煽石A－一九）。

（5）（6）同右。

（7）「●筑豊石炭坑業組合　煽石制限の事」（『日本鉱業会誌』第五三号、明治二十二年七月）。

六、筑紫物産組による煽石一括売捌き

明治二十年五月一日をもって煽石採掘制限と価格の設定に関する契約は廃止されたが、その後の煽石をめぐる状況は「季節に拘らず濫掘競売の弊再び見るに至」[1]た。

約一年半ほどの間はこのような状況が続いていたものと思われるが、煽石採掘業者としてもこの状況は好ましいものであるはずがなかった。麻生太吉の叔父（賀郎の弟）麻生太次郎を総代とする嘉麻郡の煽石坑主たちは協議の上、再度三郡の煽石坑主が一括して煽石の販売と採掘制限を行なうことを求めて、福岡県農商務課に対し次のような上申を提出したもようである。

「　上　申[2]

県下田川・鞍手・嘉麻ノ三郡内特有ノ煽石炭ノ義ハ販路最モ狭隘ニシテ、需供ノ度能ク注意セサレハ特有貴重ノ物品ヲ全ク泥土ニ属シ、営業上頗ル失敗ヲ来スヿ従来ノ経験ニ御座候、故ニ両三年前ヨリ三郡煽石坑主ハ一括販売ニ注目シ、相当代価ヲ定メ販売ノ必用ト採掘制限ホヲ協議シ、確乎規約ヲ以テ履行シ来ルモ、中途ニシテ採掘ノ制度ヲ破リ、又煽石需用ニ時々変動アルニ乗シ、遂ニハ定価ノ高下ヲ来シ、競売シテ規約ヲ無効ニ帰セシムルノ弊害相生シ、斯テハ約束履行ヲ請求スルモ兎角等閑ニ打過、破約ノ原因トナルヿ往々有之、到底坑主互相ノ約束ニテハ完全ノ申合難相整、実ニ迷惑ノ義ニ御座候、依之嘉麻郡坑主ハ協議ヲ遂ルニ、御課ノ御関渉ヲ請ヒ、更ニ三郡一括販売及ヒ採掘制限方法ヲ設ケ、特有煽石ヲシテ相当純益ヲ保候様、只管御処理被仰付度段申合候条、何卒三郡坑主一括約束法相立、乱掘競売ノ弊除滅候様特別之御詮議被仰付度、此段上申候也

嘉麻郡煽石坑主総代
麻　生　太次郎　㊞

明治二十一年十一月二十九日
福　岡　県　農　商　務　課　御中　」

この上申をうけたと思われる県の通達が、十二月に入って戸長役場を通して出されている。掲出したのは嘉麻郡の例であるが、おそらく田川・鞍手および嘉麻郡の他の関係各村にも伝えられたと思われる。ただこの県の意向の背景には、当時筑豊で着々とすすめられていた「撰定坑区」の指定があったことに注意する必要がある。前掲の麻生太次郎の上申も、単に煽石鉱業の中での問題としてとらえるのではなく、「撰定坑区」[3]に対応した地元鉱業家のひとつの動きとして注目されるものでもある。

「県下炭田ノ内、嘉麻穂波鞍手田川郡ヨリ産出スル煽石炭ノ義ハ一種

特別ノ質ヲ有シ、内国ハ勿論外国ニモ類ナキ品質ナル由、右使用現今ハ専ラ石灰焼製ノ料ニ供スルニ止リタレ𪜈、将来如何様貴重ノ用料トナルモ難計義ニ付保護採掘セスンハアル可カラズ、然ル処近来ハ石灰焼製者モ該炭ヲ使用スルノ必要ヲ感スル者漸治(次)増加スルヨリ、該炭ノ捌ケ方モ年一年ニ多キヲ加ヱ候処、該坑主共ニ於テ未タ販路狭隘ナルヲ顧ミス、昨年以来競争掘採多額之出炭ヲ為スヨリ、本年ニ至リ供給ニ余剰ヲ生シ貴重ノ品物泥土同様ノ価格之底落セントスルノ傾ナルアリ、因テ該坑主共ニ於テ互ニ聯合協同供給ノ度ヲ察シ採炭ナシ、永遠ニ相当ノ価格ヲ保チ候様協議可致旨、煽石坑主ヱ無洩論示方其筋ヨリ照会致来候条、至急及伝達候也

明治廿一年十二月十二日　　立岩村外四ケ村
戸長役場　印

煽石坑主
麻生　太　吉殿
麻生　惣兵衛殿
麻生　多次郎殿　」

県の意向は、さきの麻生太次郎の上申にそったものといえるが、煽石坑主が互に連合して協同供給の有利性を理解して採炭し、価格の維持をはかるように協議せよというものであった。

これに対し今度は嘉麻郡の煽石坑主の一人として麻生太吉が、早速次のような上申を嘉穂郡長宛に提出して協力を要請している。

「　上　申(4)

煽石ノ義ハ県下田川郡池尻村、鞍手郡勝野村、穂波郡吉隈村及嘉麻郡鴨生村・山野村・上三緒村・綱分村ノ数地方特有ノ産物ニノ、一種特異ノ質ヲ有シ、内外比類ナキ品質ナルモ、其需用ノ途未タ大ニ開ケス、現今専ラ石灰製造ノ料ニ供スルニ止マリ、其販路甚タ狭隘ナルヲ以テ能ク採掘ノ制限等ヲ設ケ、常ニ市場ノ景況ヲ察シ需給ノ権衡ヲ維持セサレハ、此貴重ノ品物モ泥土同様ノ価格ニ低落スル事アリ、注意セサル可ラズ

然ルニ従来ノ経験ニ拠レハ兎角採掘ノ制限等行ハレズ、濫堀濫売極リナキ、以テ非常ノ困難ニ陥ル丁往々有之、仍テ両三年前ヨリ確呼規約ヲ結ヒ、採掘ノ制限等ヲ立テ厳重履行シ来リシモ、中途ニシテ其制度行ハレス、亦タ濫堀濫売ノ旧ニ復シ、実ニ本年ノ如キ供給充溢シテ若松港ニ蓄積シタルモノ無慮壱千二三百万斤以上ノ巨額ニ達シ、其他坑口及川端ニ蓄積シタルモノモ莫大ニ有之、其価格ノ下落シタル近年未曾有ノ点ニ達シ、目下如何トモ為ス可カラサルノ困難ニ陥リタリ

斯クノ如キ景況ニテハ、到底煽石炭田ノ実利ヲ享受スルハ得テ望ムヘカラサル次第ニツキ、更ニ一層厳格ナル規約ヲ立テ、断然濫堀濫売ノ弊ヲ除滅セント欲シ、屢其集会ヲ催スモ更ニ会同スルモノモ無之、然ルニ今般本件ニ付該坑主一同ヘ本県第一部長ヨリ御示諭ノ次第モ御座候ヘ共、右之都合ニテ何分坑主相互ノ発意計画ニテハ完全ノ申合難相整ニ付、閣下願クハ事情御洞察被成下、本月二十日以前ニ事務御操合ノ上、可然御手数ヲ以テ右三郡煽石坑主ヲ中央ナル鞍手郡直方ヘ御召喚被下、完全ノ申合可致様御示諭被成下(叩付)度、且本県農商務課ヘモ親シク上申仕置候条、会同ノ当日ニハ御臨席被為下候様御取計被為下度、此段上申仕候也

明治二十一年十二月十四日　　嘉麻郡立岩村
煽石坑主　麻生太吉
嘉麻穂波郡長　久野寂也殿　」

麻生太吉の上申によれば、一括販売が廃止されて後の乱掘のため、当時若松港には実に一千二三百万斤以上の貯炭をかかえて、価格も未曾有の低落を示している。煽石坑主の一人として、麻生太吉も当然のことながら、この事態を憂慮し、「更ニ一層厳格ナル規約ヲ立テ」る必要を感じて、煽石坑主の間で集会をもっていたが、賛同するものがない。県の意向もあるので何とか坑業者間の申し合せを行ないたいが、「何分坑主相互ノ発意計画ニテハ完全ノ申合難相整」ために、郡長の力で三郡の煽石坑主を直方に集めて、煽石坑主の申し合せをするように示諭してほしい、というものであった。

この結果、一年半ぶりに再び坑主間の協議がまとまり「明治二十二年一月更に協議を遂げ採出に制限を立て代価を定め筑紫物産組と契約を締結し従前の如く一定の販売所を設くるに至」(5)った。

今回の三郡の採掘制限ならびに一手販売に関する内容は、次の資料に示すごとくであった。

「

鞍手
嘉麻
田川
三郡
各坑主為取換定約証(6)

定約証

豊前国田川郡筑前国嘉摩郡仝鞍手郡三郡煽石採堀制限ヲ定メ、壱手販売ナス丁左ノ如シ

第壱条

壱ヶ年間煽石採堀高壱億万斤ト仮定シ、左之内訳額ヲ以各郡之定採トナスモノトス

但明治廿三年一月ヨリハ一ヶ年毎ニ定採高四歩ハ据エ置、六歩ハ毎年協議之上増減スル丁

内訳

弐千万斤　予備炭
三千万斤　田川郡
弐千七百万斤　嘉摩郡
弐千三百万斤　鞍手郡

〃

第弐条

第壱条之定採高ハ時宜ニ依リ増減アル片ハ内訳額ニ拠リ増減スヘシ、且予備炭之弐千万斤ハ穂波郡吉隈・田川郡夏吉礦御許可ニ相成タル片ハ、坑主会ヲ開キ該坑区ニ相当之採高ヲ割宛、残余之予備炭ハ第壱条各郡之割宛高ニ拠リ分配スルモノトス

第三条

煽石代価ハ一定之申極メヲ以販売シ、時宜ニ拠リ代価ノ高下スルモノトス

第四条

明治廿二年壱月ヨリ仝廿四年十二月迄三ヶ年間ヲ規約期日ト定ム、満期ニ至リ坑主協議之上継続スルモノトス

第五条

煽石壱括ニシテ一手買受人又ハ一手販売人引受人ヲ定ムルモノトス、尤身元確定ナルモノヲ以信認金ヲ指入サセ、定約人ヲ申極メスモルノトス

但シ該人トノ定約ハ別紙ノ各項ニ拠リ委員ニ托ス

第六条

煽石若松エ漕送順席ハ煽石需用之適度ヲ謀リ月割ヲ以送炭ス

第七条

若松港ニ煽石壱千万斤陸揚炭ニ及片ハ各郡共漕送ヲ中止シ、該岡揚炭ヲ売却スルモノトス、尤モ陸揚炭半額以上販売セシ時ハ幾分ツヽ

送炭スルハ委員ノ評決ニ任スルモノトス

第八条

委員六名ヲ置、各郡ヨリ弐名ツ、撰定シ、此定約細目関スル総テノ事件ヲ議定セシムルモノトス

第九条

此定約ニツキ惣テノ経費ハ各郡之分担スルモノトス

第拾条

違約者アル片ハ違約者ノタメ損害金弁償セシメ、且御許可之坑区ハ返納ノ請書ヲ監督者エ相預ケ置モノトス

第拾壱条

本定約惣テ之事件ハ五郡坑業組合ニ委托シ、仝取締所之指揮監督ヲ遵守スルモノトス

右之通定約取結候処確実也、依之定約証為取換置候処如件

豊前国田川郡池尻村（九名連署）
仝国仝郡川宮村（四名連署）
仝国仝郡後藤寺村（一名）
仝国仝郡宮尾村（四名連署）
筑前国鞍手郡勝野村（一二名連署）
仝国嘉摩郡綱分村（八名連署）
仝国仝郡有安村（一名）
仝国仝郡下三緒村（二名連署）
仝国仝郡立岩村（三名連署）
仝国仝郡上三緒村（六名連署）

明治廿二年一月十八日

「田川郡
嘉麻郡煽石売買取換証（ヲ）
鞍手郡

定約証

筑前国嘉麻郡鞍手郡豊前国田川郡煽石坑主淵上彌吉外拾壱人（五拾）ト福岡区博多中間町下沢善右衛門外壱名ハ煽石売買ニツキ定約スル事左ノ如シ

第壱条

煽石売買高ハ壱ケ年壱億万斤ト定メ、別紙月割表之通リ運搬シ、遠賀郡若松港ニテ受引スルモノトス

但シ壱億万斤以上ノ煽石ハ双方協議ノ上申シ極ムルモノトス

第弐条

煽石代価ハ弐ケ月間毎ニ申シ極メ、該期日中トイエ𪜈代価増減スルヿアルベシ

第三条

買受人ハ煽石買入直段ゟ壱万斤ニ付金五拾銭ヨリ多カラズ弐拾銭ヨリ勘カラザル手数料ヲ以テ売捌スルモノトス

但シ手数料ノ範囲ハ代価ノ高低ヲ酌量シ、双方協議ノ上申シ極メスルモノトス

第四条

明治廿弐年壱月ヨリ仝廿四年十二月卅一日迄三ケ年間ヲ以テ定約期日トス

第五条

信認金トシテ定約煽石壱万斤ニ付金壱円宛買受人ヨリ売渡人エ貸与シ、壱ケ年壱割ノ利子ヲ付シ満期ニ到リ返却スルモノトス、尤𪜈利子ハ毎年六月十二月ノ両度ニ払ヒ渡スモノトス

但シ売渡人ハ各坑区ヲ抵当トシテ買受人エ書入置クベシ

第　六　条

坑所堀溜メノ煽石アルトキハ買受人ヨリ検査シ、時ノ直段ヨリ川運賃ヲ引去リタル代金ニ四歩宛テ、仮令ヘバ拾円ナレバ四円ナリ、壱ケ月壱歩弐厘ノ利子付ニテ買受人ヨリ貸下渡ス、尤モ壱郡内達借スル時ハ五歩宛貸与スルモノトス

但シ本条ノ貸金ハ若松着港ノ上煽石代価ヨリ買受人エ返却スルモノトス

第　七　条

第六条ノ坑所堀リ溜炭ハ壱ケ年凡三千万斤ト予定ス、尤モ廿弐年中ハ現在炭ヲ検査シテ貸与スルモノトス

第　八　条

仲船切レ間ノトキハ川舟若松港着弐日ヲ待チ、翌日ヨリ定価ヲ以テ買受人ヨリ陸揚ヲナシ、代金坑主エ相渡スモノトス

但シ陸揚炭ニ限リ売却直段ノ高下ヨリ売捌人ノ適宜タルヘシト雖モ時価ニ岡上諸費ヲ加ヘタル相庭ヨリ高直ニ売却セザルモノトス

第　九　条

煽石代金ノ受ケ渡シ坑主各自ニ間通帳ヲ製シ受ケ渡シヲナスモノトス

第　拾　条

買受人ニ於テ違約セシ時ハ左ノ坑主ニ対スル信認金ヲ没収ス、然レモ一時雇役人ニ於テ若シ僅少ノ誤リアルハ、各坑主ノ委員ノ協議ヲ以テ相当ノ処分ヲナスベシ

坑主ノ違約者ハ其ノ者ノ責ニ任シ、且違約者ノ坑区ヲ買受人ニ於テ適宜採掘之権ヲ有スル別段ノ規約ヲ設ケ置クモノトス

第　拾　壱　条

煽石申し合規約ニ加名セザルモノアル時ハ、左ノ者ハ煽石ハ買受人ハ無論、買受人仲買人（芦屋若松両港ノ問屋ヲ云フ）ニ於テ売買セザルモノトス

第　拾　弐　条

買受人ニ於テ若松港エ煽石壱千万斤ノ岡揚セシ時ハ、該炭ノ販売セザル間ハ送炭ヲ中止ス、尤モ半額ノ販売スルトキハ幾分ヅヽノ送炭スルハ委員ト買受人トノ協議ニ任ズルモノトス

第　拾　三　条

時宜ニヨリ双方協議シテ前条改正スルヿアルベシ

第　拾　四　条

此約定ハ別紙県庁ノ認可ヲ申受クルモノトス

右之通リ定約取リ結ビ候処ロ確実也、依之双方連印シ定約証取リ換エ置候処ロ如件

筑前国嘉麻郡綱分村（八名連署）

仝　郡　有安村（一名）

仝郡上三緒村（七名連署）

仝郡下三緒村（二名連署）

仝　郡　立岩村（三名連署）

右弐拾壱名代理

綱　分　村　福田伝六㊞

有　松　伴　六㊞

福田伝六代印

上三緒村　井手市三郎㊞

麻生惣兵衛代印

岩　岩　村　麻生惣兵衛㊞

麻　生　太　吉㊞
麻生惣兵衛代印

以下三界ハ白紙ナリ
筑前国鞍手郡勝野村（一一名連署）
右拾壱名代理
勝　野　村
細　川　義　市㊞
渕　上　弥　吉㊞
森　清　髙　吉㊞
豊前国田川郡池尻村（九名連署）
同　国　同　郡　川宮村（四名連署）
同　国　同郡後藤寺村（一名）
同　国　同　郡　宮尾村（四名連署）
右拾八名代理
佐々木　恒　平㊞
原　田　利一郎㊞
中　村　元次郎
代印仝武文㊞
中　嶋　与三郎

明治廿弐年壱月拾八日
福岡区博多仲間町
下　沢　善右衛門　印
仝　区　福岡薬院紺屋町
青　柳　与四郎」

この時の契約は、三郡計一〇カ村の坑主五〇名の定約証である「鞍手・嘉麻・田川三郡各坑主為取換定約証」と、各郡坑主代理一二名と筑紫物産組の博多仲間町下沢善右衛門・福岡薬院紺屋町青柳与四郎との間の定約証「田川郡・嘉麻郡・鞍手郡煽石売買取換証」の二つからなっている。筑紫物産組について、その実態は必ずしも詳らかにし得ないが、少なくとも、前の売捌人であった杉山徳三郎に比すればその資金量は優位に立つものであったと思われる。契約当日の福岡日日新聞は「煽石坑主の計画」と題して、煽石坑主が筑紫物産組へ販売を依頼したことを報じているが、「是迄屢々此の計画に着手せしも資金融通のことにて成立せざりしも今度は資金の纏り付きたれば必らず好結果を得るに至るべく果して然るときハ追々には煽石会社をも設立するに至るべしと云ヘリ」とも伝えている（傍点引用者）。すなわち、煽石採掘業者にとっては「資金融通」が大きな課題となっていたことをうかがうことができる。また記事によれば生産まで統合するような「煽石会社」の設立も構想されていたかのようであるが、記事からはその実体は不詳である。

ここで明治二十二年一月からの筑紫物産組との売捌契約の内容を、杉山との売捌契約と比較してみよう。年間の送炭量は一億斤とされておりほぼ倍増している。ただし翌年からは四割すなわち四千万斤は定量とし、あとの六割、六千万斤は協議によって増減することにしている。また初年度についても内二千万斤を予備炭としており、当時の海軍予備炭田指定のための差止めが解除されて、田川郡夏吉と穂波郡吉隈に借区が許可されて産出額が増加した際の枠として保留しており、実質は八千万斤であった。しかし送炭量の枠としてはあきらかに増加している。売捌きの方法については、杉山との契約とほぼかわりはないが、今みた送炭量をはじめ個々の条件についてはかなりの変化がみられる。

特に注目されることは、坑業者は売捌引受人から「信認金」の名目で一万斤につき一円の割合で合計八千円の貸付をうけたことである。これは零細な山元の運転資金として重要な意味をもつと思われる。また若松での陸揚げ量の限度（積留になる貯炭の量）もこれまでの倍の一千万斤

に引きあげられ、「陸上為替」もこれまでの七割から定価、すなわち一応全額立替えられるようになり、「山川為替」も四割が約束されている。以上の諸点を比較すれば、採掘業者側の資金的な側面では以前の杉山の一括店の場合よりもかなり有利になっていたとみられる。この契約の遂行のための詳細な点については二十二年三月になって協議・決定された。その内容は次のとおりである(8)。

「

一嘉麻郡・鞍手郡両郡坑主入費積立金ハ壱万斤ニ付金拾銭宛、田川郡仝積立金五銭ヲ販売所ヘ押ヘ金ヲナスヿトス

一石炭取締派出所遠賀郡払川村・仝郡折尾村ノ両所ニ於テ煽石取締ヲ以頼シ、若シ送リ面相違ノ廉アル時ハ取押ヘ、筑紫物産組若松支店ヘ通牒シ相当処分スルヿ

但シ実際履行ハ三月廿日以後トス

一煽石送リ状面ノ品位ナキヰハ各問屋ノ協議ニテ相当ノ品位ニテ売却シ、直チニ坑主ヘ報道スヘシ

一各坑主ノ委員ヲ定ムルヿ如左

田川郡　和田武生
仝　佐々木恒平㊞
嘉麻郡　麻生惣兵衛
仝　福田伝六
鞍手郡　渕上弥吉
仝　森清高吉

一田川郡岩瀬・添田二ケ所三拾万斤、夏吉・中津原二ケ所百七拾万斤右ハ三郡株分ケ八千万斤ノ内ヨリ一時分配シ、近日坑主惣会ニ於テ実地検査ヲナシ相当ノ割賦ヲナス可シ

一販売方手数料ハ定価ノ内ヨリ弐拾銭、定価外ヨリ弐拾銭、合金四拾銭ト定ム

但シ芦屋販売分ニ限リ五拾銭トス、尤定価金ノ内弐拾銭、定価外三拾銭トス

煽石運輸月割表
（省略）

若松港煽石定価表　但芦屋販売ハ壱万斤ニ金弐拾銭低価
（別掲付表C欄参照）

新多村分煽石定価
（別掲付表C欄参照）

右契約之通履行可致候也

明治廿弐年三月（ママ）日　下沢善右衛門代理兼　青柳与四郎㊞

田川郡各坑主委員　和田武生
佐々木恒平㊞

嘉麻郡各坑主委員　麻生惣兵衛
福田伝六㊞

鞍手郡各坑主委員　渕上弥吉
森清高吉㊞

」

杉山徳三郎の一括店との契約の場合と同様に、坑主間の厳重な申し合せが必要であることは、計画の性質上それが筑豊の煽石産地すべてを包含して遺漏なく機能しなければ意味をなさないから当然ではある。また

同時にそのためには、零細な煽石坑業者にとって、少なくともその採掘事業を継続しうるだけの資金的要請に応えうる内容であることが前提であろう。その点からいえば、実際に筑紫物産組がそれに応ずる能力があるかどうかはおくとしても、今回の契約は坑業者側にとって幾分有利な内容になったといえよう。しかしこの状況も長期的に安定するものでは決してなかった。

注（1）前掲、「●筑豊石炭坑業組合　煽石制限の事」。

（2）嘉麻坑事務所「廿一年分・廿二年分　必要書類」（麻生家文書、煽石A－二）。

（3）撰定坑区については、拙稿「明治二十年前後の筑豊石炭鉱業－撰定坑区をめぐって－」（『エネルギー史研究』第一二号、一九八三年、所収）を参照されたい。なお、つぎに掲出した戸長役場からの達は、明治廿一年分「必要書類留」（麻生家文書）による。

（4）前掲、嘉麻坑事務所「廿一年分・廿二年分　必要書類」。

（5）前掲、「●筑豊石炭坑業組合　煽石制限の事」。

（6）明治弐拾七年十月起「煽石部分会書類」（麻生家文書、組－八）。

（7）、（8）同右。

七、明治二十三年恐慌と煽石一括売捌き

明治十九年の杉山徳三郎の一括店より、かなり有利な条件で筑紫物産組と一手販売契約を結んだ煽石採掘業者であったが、明治二十三年（一八九〇年）恐慌をまえにして、にわかに状況が変化してきた。

契約から半年、さきの申し合せから三ヵ月足らずで、坑主惣代と物産組の青柳与四郎は協議をもち、次のとおり決定した。

「

明治廿弐年六月三日小竹ニ於テ田川・嘉摩・鞍手ノ三郡煽石坑主惣代ト買受人青柳与四郎ト共議（協）ノ条件左ノ如シ[1]

第壱

各郡煽石炭何品ヲ不問陸揚ケ補助トシテ壱万斤ニ付金拾銭ヲ一時買受人元エ備置モノトス

但シ陸揚炭損害ヲ醸ス場合ニ至ラバ、該備金ヲ以テ買受人ハ損欠ヲ償フ事

第弐

陸揚炭相当ノ価額ニ売却相成ル時ハ、該備金各郡送炭量数ニ応シ返戻スルモノトス

但シ買受人陸揚ケ炭売却ニ際シ損害ト認ムル場合ニ至ラバ、各郡坑主委任（リカ）エ通道シ之ヲ執行スル事

第参

沖船間切之際ハ凡三日間ヲ経テ送附炭陸揚ケ執斗モノトス

メ

買受人ト売渡人ト共議整イタル上ハ本年六月十日ヨリ履行確定、依之約定証ヲ製シ各郡エ壱通ツヽ、買受人共四通ヲ後日ノ証ト連署取為換置候事

明治弐拾弐年六月三日

買受人　青柳与四郎　㊞

売渡人惣代　中嶋与三郎　㊞

同　佐々木恒平　㊞

同　麻生惣兵衛　㊞

同　森清高吉　㊞

同　淵上弥吉　㊞

同　福田伝六　㊞

」

ここで早くも二点について契約の内容が変更された。ひとつは、これまで設けられていなかった「陸揚ケ補助」を、すべての煽石に対して一万斤あたり一〇銭賦課し、買受人手元へ備え置き、陸上げによって損失がでた場合はこれで償うことにしていることである。もうひとつは、これまで港での艀の陸揚前滞船が二日であったものを、三日に改訂している。いずれも煽石の売行き不振、陸揚げ量の増加をにおわせるものである。恐慌にみまわれた国内状況は煽石をめぐる状勢を一層悪化させたと思われ、一年後の明治二十三年六月、物産組の青柳与四郎は各郡をまわり、各坑業者に「若松売捌方約定ノ通履行難相成旨」を相談し、各郡坑主委員と新たな協議を行ない、左のように決定した。(2)

「　明治二十三年六月中、三郡煽石買受人青柳与四郎氏各郡ニ出張ノ上若松売捌方約定ノ通履行難相成旨ヲ以テ懇々相談ニ拠リ、当分各郡委員ト青柳氏ト協議ノ上左ノ通評決セシニ依リ、其決議録ヲ各郡及青柳氏ト共ニ分有ス

一目下煽石炭不景況ニ拠リ陸揚相嵩ミ、到底売却目的無之ニ付、明治二十三年六月廿七日ヨリ満壱ケ月間各郡共積方ヲ中止ス

一山川出炭為換金ハ六月二十七日ヨリ満一ケ月ヲ経テ双方協議スル事

一目下下リ炭運賃為換ハ買受人即青柳氏ヨリ支払、石代金ハ売却ノ上支払ノ事

但陸揚ヲ拒ミ現金受取ル事ヲ申立ル者ハ、沖売出来迄川艀滞舟ノ丁、尤一時陸揚ノ分筑紫組引受ノ陸揚炭売却ニ相成際仕切金支払ノ事

一第壱項ノ通リ積留ヲナスト雖、沖船ノ好ニ拠リ買受人青柳氏ヨリ良炭積送リノ請求アルトキハ積下ス事ヲ得ル者トス

一陸揚ヲ中止スル上ハ陸揚備金拾銭ヲ廃シ、及手数料壱万斤ニ付金四拾銭ノ内金拾銭ヲ減シ当分参拾銭トナス事

右ノ通リ明治二十三年六月二十五日鞍手郡小竹花田新右衛門方ニテ決議致候条、後日ノ証トシテ各関係人記名捺印ス

田川郡煽石坑主惣代　佐々木　恒平　㊞

鞍手郡　仝　淵上　弥吉　㊞

森　清高　吉　㊞

嘉麻郡　仝　福田　伝六　㊞

福沢　交吉　㊞

諫山　九右衛門　㊞

煽石買受人　青柳　与四郎　㊞

以下余白　」

すなわち「目下煽石炭不景況ニ拠リ陸揚相嵩ミ、到底売却目的無之」という状況にあり、筑紫物産組も相当苦慮していた。

そのために、まず一ヵ月間の積留を行ない、各郡とも若松への積下げを中止することになった。その場合に本来支払われるべき山川為替金についても、一ヵ月後に協議することにして中止された。一方、物産組側も手数料を減額したが、契約当初にくらべて、煽石坑業者側は不利な条件をのまねばならなくなって来た。

十月七日、煽石坑主側の委員会では次の決定を行なった。

「　廿三年十月七日委員会ニ於テ議定ノ廉ハ左ノ如シ(3)

一煽石山川現在炭ニ対シ為換金ハ坑主ト物産組トノ間ニ於テ貸借ノ協議ヲ為スヿ

但現炭検査出張員ノ旅費ハ借主ノ負担トシ、利子ハ金融景況ニヨリ其時々相定ルヿ

一十月七日以後陸上炭ニ限リ定価ヨリ壱万斤ニ付金七拾銭宛直引ヲ以物産組ヘ引受ケ為サシムル事

一手数料ハ壱万斤ニ金参拾銭トシ、尚ホ本日更正ノ定価外ニ金拾銭ヲ売上ケ、都合金四拾銭ノ手数料トス

但本月中履行シ十一月ニ至リ尚協議ヲ遂ルヿ

右決定候也

明治廿三年十月七日

」

「一今回若松港ニ於テ煽石坑主委員会ヲ開キ、定価ヲ左ノ如ク更正シ、十月七日ヨリ実行スル事[4]

（別掲付表D欄参照）

右之通決議候也

明治廿三年十月七日

嘉麻郡坑主委員　麻生太吉㊞

仝　麻生物兵衛代印　物兵衛㊞

鞍手郡坑主委員　渕上弥吉㊞

田川郡坑主委員　佐々木恒平㊞

原田利一郎㊞

」

この委員会では、採掘業者としての対応策を協議したものとみられるが、その第一は山川為替金の復活を物産組に対して求めようとするものであった。このことは、六月末の両者の間では一ヵ月後に協議するとされていたものの、十月まで山川為替は中止されたままであったことを示している。山川為替の復活は坑主側としては切実な要求であったと思われる。同時に岡上炭価格を定価より七〇銭値引くとともに、手数料を一〇銭値上げして貯炭の解消に努めようとしていることがうかがえる。

この時、定価そのものも、初めて引き下げられることになった。別掲付表D欄にみられるごとくである。ここで特徴的なことは、嘉麻郡の石井手天切炭が定価据置であることに代表されるように、上品位名柄の引下げ幅が相対的に小さい一方、下位名柄の引下げが大幅になされていることである。これは不況下においても、定評のある上位名柄煽石はある程度の需要を獲得していたのに対して、位下名柄のものについては、その影響をうけやすく、貯炭の中心をなしていたであろうことを推察せしめる。

この時の坑主委員会の議定に対して、筑紫物産組はどのように応えたかはわからない。しかし翌二十四年四月、契約期限の到来を前にして、各郡坑主総代と筑紫物産組の青柳との間で交わされた約定証によれば、煽石採掘業者側は決定的に弱い立場にたたされることとなった。

「　約　定　証[5]

一売捌手数料壱万斤ニ付金弐拾銭ト相定候事

一廿四年四月十日ヨリ陸上煽石ハ坑主負担トシテ岡上ケ煽石補助金トシテ壱万斤ニ付金拾銭ツヽ相備エ、其金額ハ各郡限リ引切ニテ仕払スルヿ

一坑所并ニ川積場ニ積立ノ煽石ニ対シ、為換金ハ一切取消ス事

一川船着港ノ上滞船ナス𠀋ハ、委員ニ通知シテ荷揚処分ヲナス事

一株高ニ超過ノ煽石并ニ月割ホニ異動アル分ハ、引受人并ニ坑主ニ於テ違約ノ責メニ任セサルモノトスル事

一信認金ハ四月十日ゟ十二月末日迄坑主ノ望ニヨリ壱万斤ニ付金壱円ツヽ、押金ヲ以返却、最モ六月末日迄ニ信認金半額ノ払入ナシタル時ハ無利子トスルノ定約証ヲ該坑主ニ引受人ヨリ差入ルモノトスル事

（附箋）但山為換及川端積炭ヲ抵当トシテ借入金ノ残額アリ、一時押金出来難キモノハ其借入金皆済後履行スルモノトス

一三郡全体売捌所ヲ開店希望アルヰハ、手数料壱万斤ニ付金弐拾銭之内拾銭ヲ引受人ニ受取、且信認金壱万斤ニ付金壱円ツヽ、押金ニテ払入ルヽノ定約シテ、定価ニ違背セサル様販売ナスホ其三郡全体希望者ト引受人ト定約シテ実施ナス事

但本條ノ場合ニ至ルモ送リ状ハ渾テ物産会社ノ名前ニシテ、備考ニ出張店ノ名義ヲ記入ナス事

一陸上煽石ハ川運賃及諸費一切引受人ゟ壱ケ月壱歩七厘ノ利子付ニテ坑主ニ貸与ナス事

一坑主委員ハ毎月一度ツヽ、若松ニ集合シテ販売定価ノ申極メナス事

一坑主委員会費トシテ壱万斤ニ付金拾銭ツヽ、相備ヘ、各郡限リ引切シテ其諸費ヲ仕払スル事

一売捌煽石価格ハ左ノ如ク更正シテ四月十日ヨリ実行ナス事

（別掲付表E欄参照）

一各郡定約外ノ煽石坑主ハ一括申合ニ引入レ、販売定価ヲ一定ニ申極メナサシムルヿニ坑主并ニ引受人ニ於テ注意ナスヿ

右決議候也

明治廿四年四月八日

嘉麻郡坑主惣代　麻生太吉㊞

田川郡坑主惣代　佐々木恒平㊞

中嶋与三郎㊞

鞍手郡坑主惣代　森清高吉㊞

加藤半兵衛㊞

細川森清高吉代印

義市㊞

筑紫物産会社下沢善右衛門代理兼

青柳与四郎㊞」

この定約は明治二十四年十二月の契約満了を前にして、坑主側に貸与していた信認金名目の貸金八千円の返済法などが取決められている。あわせて、これまで徐々に改訂されてきた契約内容についても、あらたに確定しようとするものであった。当初の契約内容と比較すれば、煽石採掘業者側にとって、よりきびしい内容が個々の条項にみうけられる。これは煽石をめぐる市況の低迷と、その売捌きにあたった筑紫物産組の困難を示すものであるといえよう。

採掘業者は契約期限を前にして、信認金の返済を求められるだけではなく、従来行なわれていた山川替為も一切廃止されることになり、また陸上替為も川艀運賃と諸費の立替えにかぎられ、煽石代金そのものの立替は行なわれなくなっている。そのほか、煽石価格の決定を市況によく対応できるものにするため、従来の二ヵ月に一度から毎月改定するようにしている。しかし今回の定約でとりわけ注目されるのは次の二点であろう。

そのひとつは、約定の最後の項にみられる。すなわち定約外の煽石坑主をこの「一括申合」に加入させるよう努めることを定めている点である。この項が設けられていること自体、約定に加盟していない煽石坑主が少

なからず存在していたことを示している。彼らが目ざしたところからみれば、その規制の効果は採掘業者を完全に組織することが前提となるはずであるから、この一項の存在は彼らの計画の困難さをある程度推察せしめるものでもあるといえよう。

注目されるもう一点は、第七項目にみられる「三郡全体売捌所」の開店希望者に関する条項である。筑紫物産組との間で一手販売契約を結んでいながら、さらに手数料を折半して売捌所をあらたに設けることを認めていることは、どのような意味をもつのであろうか。推定の域を出ないが、ひとつには販売力を強化し貯炭の解消に力を入れようとしていたことが考えられる。もうひとつの可能性としては、筑紫物産組が契約満了を機に、一手販売から撤退することを計画し、その移行措置あるいはこれに備えるものであったとも考えられる（実際には後にみるように十一月になって、筑紫物産組との契約はさらに三年間更新された）。この「三郡全体売捌所」の設置を企画した例として、次に麻生太吉と若松の石炭問屋熊本甚右衛門商店との定約証を掲出しておこう。この定約は、筑紫物産組との契約が終る十二月までをその期間とし、筑紫物産組との販売定約が成立することを前提としている。

「　定　約　証[6]

一三郡煽石壱括販売引受ニ付、明治二十四年十二月迄左之通定約ナス事

一手数料金弐拾銭ノ内金拾銭ハ筑紫物産会社払、五銭ハ熊甚販売入費ニ仕払、五銭ハ麻生手数料ニ仕払ナスヿ

一坑主岡上ケ煽石ノ川運賃及諸掛費ノ金額ハ麻生ヨリ一時貸与、定メノ利子ヲ坑主ヨリ受取ルヿ

一煽石販売ニ付諸入費一切熊甚ノ負担ニシテ、麻生ニ関係無之ヿ

一煽石販売ニ付各問屋并ニ売捌先キニ於テ代金滞リ有之候時ハ、熊甚ニ於テ負担ナスヿ

一若松問屋ヨリ信認金ホ差入ノ分ハ、熊甚ニ予備ニシテ備置候ヿ

右之通申約シ候処実正也、為後日定約証二通ヲ製シ壱通ツヽ分有スルモノ也

但此定約ハ筑紫物産会社ヨリ販売ノ定約出来候日ヨリ履行シ、若シ出来不申候時ハ此証ハ自カラ古反トナスヿ

嘉麻郡笠松村　麻生太吉㊞

遠賀郡若松村　熊本甚右衛門㊞

証人　熊本一郎㊞

余白」

熊本甚右衛門は以前から麻生の石炭の販売にあたっており、殊に杉山徳三郎の一括店が廃止されて、筑紫物産組との契約が成立するまでの間は、同じく若松の森本茂兵衛や葉山辰造らの各問屋と共に嘉麻郡産出の煽石を取扱っていたという事情もあった。麻生はそのような実績によって煽石売捌きを担当させようと考えたとも思われる。麻生は熊本の手数料の半額を受取ることになっていると同時に、岡上げ時の坑主の運賃および諸費は、麻生が一時立替えるという変則的なものであった。実際にこの定約が履行されたものか、またなぜこのような契約内容としたのか現在までのところは不詳である。しかし従来の筑紫物産組だけの販売力では、すでに行詰っていたことを示す証左でもあると思われる。

ところが契約期限が迫った十一月には筑紫物産組との一手販売契約が次のように、さらに三年間更新されることになった。

「

定約証(7)

筑前国嘉麻郡仝鞍手郡豊前国田川郡煽石坑主渕上弥吉外(六名)人ト福岡市博多仲間町下沢善右衛門外壱名ト一手販売引受之丁ヲ定約ヲナス丁左ノ如シ

第壱条

坑主採掘之煽石ハ壱ケ年凡八千万斤ト予定シ、下沢善右衛門外壱人ニ於テ一手販売引受ルモノトス

第弐条

一手販売定約之期限ハ明治廿五年一月一日ヨリ仝廿七年十二月三十一日迄参ケ年間トス、満期之際尚継続スル丁アルヘシ

但壱万ニ於テ解約ヲ希望シ、参ケ月以前ニ申出ツルトキハ其一方ニ於テ異議ノ申立ヲ為サヽルモノトス

第三条

坑主ハ一手販売定約期限中他店ニ於テ煽石販売セサルハ勿論、若シ他店ヘ宛タル送リ券アルカ、又ハ密売ヲ発見セラレタルトキハ、其現炭ヲ一手販売引受人ニ差押ヘ之ヲ没収スルモ、密売後発見シタルモノハ其炭価ニ相当スル価額ヲ一手販売人ヨリ請求セラル、モ異議無ク之ヲ相渡ス可シ

但没収或ハ請求シタル炭価ノ半額ハ、其郡限坑主費備金中ニ加ヘ尚半額ハ一手販売人ノ本文請求等ニ関スル渾テノ費用ニ充ツヘシ

第四条

一手販売手数料ハ煽石壱万斤ニ付金弐拾五銭ト定メ

第五条

前期約定中之郡坑主貸与金八千円ノ返還法方(マヽ)ハ、若松・芦屋両港ニ着炭代金ノ内ヲ以テ壱万斤ニ付金壱円宛ヲ押ヘ、満期或ハ解約之場合ニ至リ不足アルトキハ其郡限リ従来差入アル連帯証ノ義務ニ基キ即時別金ニテ皆済スルモノニシテ、利息ハ壱ケ月壱歩宛六月十二月ノ両度ニ受渡スルモノトス

但押金ニテ返入之金ニ対シテハ、返入ノ翌月ヨリ壱ケ月壱歩宛返リ歩ヲ附ス

第六条

煽石ハ毎月壱度宛委員会ニテ販売定価ヲ申極メ販売ナスモノトス

第七条

販売煽石代金ハ坑主各自ニ間通帳ヲ製シ、一手販売引受人ハ坑主ニ払渡スモノトス

第八条

煽石ハ遠賀郡芦屋港・仝郡若松港ニ川船着船スレハ、一手販売引受人ハ定価ヲ以テ販売シ、着日ヨリ四日間滞船シテ販売能ハサルトキハ陸上ケナシ、川運賃其他陸上ニ係ル諸費金壱ケ月壱歩七厘ノ利子附ニテ坑主ニ貸与ナスモノトス

但坑主ノ望ニヨリ自ラ陸上ナストキハ、一手販売引受人ハ第四条ノ手数料ノ内金五銭ヲ坑主ニ払戻スモノトス、此場合ニ至ルモ本条金員ハ貸与為スモノトス

第九条

煽石川端現在炭ニ対シ為換金ヲ為ス時ハ、一郡限リ坑主ト一手販売引受人ノ間ニ於テ協議ヲ為シ、販売引受人ノ金融都合ニ依リ貸与スル丁

但現炭検査出張員ノ旅費ハ坑主ノ負担トシ、利子ハ金融景況ニヨリ其時ニ相定ムルモノトス

第拾条

煽石壱ケ年八千万斤ト予定額ニ増減ナスハ双方異議ナキモノトス

第拾壱条

煽石送状面ノ品位ナキトキハ、各買受問屋ノ協議ニテ、相当ノ品位ニテ一手販売引受人ハ売却シ、直ニ坑主ニ報知スルモノトス

第拾弐条

煽石坑主ノ備金ハ壱万斤ニ付金拾銭宛一手販売引受人ニ於テ押ヘ置キ、坑主委員ヨリ通知ニヨリ間通帳ヲ製シ一郡限リ金員ノ明細ヲ記シ報告スルモノトス

第拾三条

一筋ノ煽石壱ケ月乃至壱ケ年量数ヲ定メ買入レ申込アル㆑ハ、一定ノ代価ニ減額セサル様代価ヲ定メ、所所坑主ニ照会シ一手販売引受人ト買望人トノ間ニ売買契約ヲナサシムルモノトス

第拾四条

煽石買込問屋ニシテ、一手販売盟約外ノ煽石取扱ヲナシタルモノニハ、煽石売買セサル契約ヲ一手販売引受人ハ取詰メ置クモノトス

第十五条

第五条八千円ノ返却法中坑主ヨリ解約ノ㆑ハ、即時ニ皆済スルノ約束ナルモ、下沢善右衛門外壱名ニ於テ解約申出ツル㆑ハ、明治廿六年十二月迄据置キ、廿七年一月ニ至リ返金スル了

第十六条

第八条中陸揚ケノ場合ニ至ル㆑ハ、其陸上ノ量数ニ対スル出欠ハ一手販売引受人ニ於テ之ヲ負担スルモノトス

但坑主ノ望ニヨリ陸上炭ハ出欠ヲ該坑主ノ負担トス

第拾八条

現坑主ニ於テ所有坑区ヲ他人ニ売渡譲渡ナシタル㆑ハ、第五条信認金ハ壱郡限リ、連帯借用金ハ無論即時ニ返金ナスモノトス、最モ一手販売引受人トノ定約中第四条・八条・九条・十二条ニ各条ハ該坑主買譲人ト一手販売引受人ト協議ノ上決定スルモノトス

第十九条

第八条中陸上炭ニ係ル操替金期月ハ満壱ケ年六ケ月ヲ期シ、双方立会売却ノ上操替金元利ヲ返金スル了トシ、満期或ハ解約ノ場合ニ至レハ向フ三ケ月ヲ期限トシ売却返金スル了

第二十条

一手販売引受人ニ於テ違約ナシタル㆑ハ、其違約ニ係ル現煽石代価ノ外、尚右ニ対スル価額ノ半額ヲ其坑主ニ仕払ナスモノトス

第二十一条

前期定約信認金ノ返還方法ハ、第五条押金ノ約ニヨル可キハ勿論ナレ㆑、目下採掘為サ、ル坑主ハ前条約ノ満期即廿五年一月一日ヨリ連帯坑主ノ指示シタル金員ヲ其坑主ニ係リ一時請求シ、前定約証ニ基キ連帯借用ノ内金ニ之ヲ下沢善右衛門外壱名ニ領収スル了

第二十二条

第五条・第廿壱条中煽石壱万斤ニ付金壱円宛押ヘ金ヲナシ、或ハ一時請求ノ了ハ、前期約定中信認金ヲ借用シタル連帯坑主ノ煽石ニ限ル了

第廿三条

第拾三条ノ約定ヲ取結フト雖モ、一手買受人之所為ニ於テ一手販売上ニ妨害アルト着留ル㆑ハ、何時ニテモ解約スル了ヲ得

第廿四条

盟約外ノ坑主ニシテ此規約ヲ賛成シ、加盟ヲ申込モノアル㆑ハ、無異議記名捺印ナサシムルモノトス

右之通定約取結、爰ニ約定証四通ヲ製シ各郡坑主ニ壱通ツ、下沢善右衛門外壱名ニ壱通ヲ所有スルモノ也

明治廿四年十一月十六日

福岡県豊前国田川郡川崎村大字池尻八百五十七番地

坑主　佐々木　恒平

（合計坑主側三〇名）

福岡市福岡紺屋町五十二番地

販売引受人　青柳　与四郎

仝国仝市博多中間町九番地
販売引受人　下沢善右衛門

「三郡煽石一手販売規約(8)

筑豊国嘉麻郡・仝鞍手郡・豊前国田川郡煽石坑主一手販売左ニ定約ス

第壱条

壱ケ年煽石採掘高八千万斤ト仮定シ、左之各郡割当額ヲ目的トシテ採堀ナスモノトス

三千万斤　田川郡
弐千七百万斤　嘉麻郡
弐千三百万斤　鞍手郡

第弐条

煽石代価ハ一定ノ申極メヲ以テ販売シ、時宜ニヨリ代価ノ高下スルモノトス

第三条

定約期日ハ満三ケ年間（明治二十五年壱月一日ヨリ同弐十七年十二月三十一日迄）トス、満期ニ至リ継続スルヿアルベシ

但解約ヲ希望者アル𪜈ハ三ケ月以前ニ協議ノ上、一手販売引受人ニ示談ナスヿヲ得ル

第四条

煽石一手販売引受人ヲ定メ一手販売ナサシムルモノトス

但シ一手販売引受人トノ約定ハ、別紙ノ条項ニ依リ取結ナサシムルモノトス

第五条

煽石ハ需用ノ適度ヲ計リ月割ヲ以テ運炭ナスモノトス

第六条

此定約ニ付経費トシテ煽石壱万斤ニ付キ金拾銭宛相備ヘ、各郡限引切リシテ其諸費ヲ支払フモノトス

第七条

委員六名ヲ設ケ各郡エ弐名ツヽ選定シ、毎月壱回宛集会シテ販売定価ノ申極メナサシムルモノトス

第八条

一手販売引受所ニ一筋ノ煽石壱ケ月乃至壱ケ年間量数ヲ定メ、買込申込アル𪜈ハ一定代価ニ減額セサル様代価ヲ定メ、販売ナスハ坑主ノ適宜ニ任スルモノトス

第九条

煽石販売ナシ能ハサル𪜈ハ一手販売引受人ハ陸揚ケシ、川運賃其他諸費ヲ操替エ艀(艀)船セサル様ナスモノトス

但シ坑主ノ望ニヨリ坑主自ラ陸揚ナス時ハ、其陸揚炭ノ売却ハ一定申極メノ代価ヨリ減額セサル様一手販売引受人立会シテ販売ナスモノトス

第十条

煽石採堀高并ニ月割額ニ増減アルモ違約ノ責ニ任セサルモノトス

第拾壱条

煽石買受問屋ニシテ一手販売盟約外ノ煽石取扱ナシタルモノハ、煽石売買セサルモノトス

右之通リ定約取結各郡ニ壱通ツヽ、分有スルモノ也

嘉麻郡笠松村立岩二百十四番地
麻生太吉
（連署三〇名）

明治弐十四年十一月十六日

」

明治二十五年一月発効の改更された契約は、基本的には前回の定約証

の内容をひきつぐものであった。ただ陸上為替の期限が一年半に延長されたことと、契約改更時の川積場の貯炭に対しては、引受人側の金融事情によるものの一応山川為替が行なわれる道がひらかれていることが注目される。これは採掘業者にとっては漸次悪化してきた契約条件がいくぶん改善されたとも考えられる。しかし年間送炭量は従来と同量の八〇〇〇万斤であることや、若松での川艜の滞舟期間が一日延ばされ四日間となったことなどをあわせて考えると、必ずしも改善された訳ではなく、煽石需要の停滞の中で、両者間のやむを得ざる妥協の結果といえるのではないかとも思われる。

さらに契約の改更自体、引受人の筑紫物産組にとっては本質的に望ましいものであったかどうかも問題になろう。もし、前述のように煽石販売からの撤退を考えていたとするならば、契約の改更に応じたこと自体問題となる。この間の事情について明らかにすることはできないが、不振な煽石販売状況の中で、一手売捌きをひき続き引き受けなければならなかった理由は、前回契約時の信認金の返済がほとんど行なわれていなかったことにあったのではないかと思われる。新契約の条項に、信認金の返済に関するものを数項目みることができる。零細な採掘業者に対する信認金名目の八千円の貸金を回収するために、筑紫物産組は好むと好まざるとにかかわらず、一手売捌きをひき続き担当せねばならなかったのではないだろうか。

この契約以後の動きについては現在までのところわからない。しかし明治二十六年には、坑業組合が五郡の各坑業組合の連合体から単一の同業組合である筑豊石炭鉱業組合へと改組されたのにともない、煽石部分会が組合内に設けられた。翌二十七年五月には「筑豊煽石部分会規約」が県から認可され、同業者組合としての煽石坑主らの活動がみられるようになってくる。しかし部分会規約の第四条に示された部分会の目的にも、「一、煽石良否混合ノ弊ヲ除ク事　一、煽石ノ販路拡張ヲ図ル事　一、煽石販売価格ノ標準ヲ定ムル丁　一、濫売ノ弊ヲ防ク為メニ煽石ハ一定ノ問屋ヲシテ販売ヲ取扱ハシムル丁」とあり、やはり価格の設定と、一括売捌きをめざしていることは注目される。

部分会設立以降の動向については、別稿で考察することとしたいが、例えば二十九年十月には煽石景況取調べのため、東京その他へ視察に出るなど、販売推進にも力を入れて活動し、同業組合としての新たな動きをみせている。

注（1）－（7）前掲、明治弐拾七年十月起「煽石部分会書類」。

七、むすびにかえて

明治三十年十月二十九日の『門司新報』に「筑豊煽石鉱業の現況」と題する煽石部分会総代の投書が掲載されている。これは同年九月十四日の委員会での決議をうけるかたちで、煽石価格の引き上げに理解を求めようとするものであった。

これによれば、従来煽石坑は排水の不要な場所で採掘していたので、石炭に比していくぶん安価であっても特に困難を感じなかった。近来の需要の増加と、採掘の継続によって所謂「無水坑」はなくなり、一日一万斤以上の採掘をするならば、相当の排水装置を設けなければならなくなった。そのためには十分見込みある含有地でなければ着手できない。ところが煽石は一般の石炭と異なり一定の炭層がある訳ではないために、試掘などを行なって秩序だった着実な採掘を行うことができない。だから「大資本家と雖も決して盛大なる採掘を為し得るものにあらず、果して然りとすれば煽石採掘は如何に鉱業の進歩するも、又如何に資本を投ずるも、今日の出炭高より減少するとあるも、恐らく増加するとなかる可し」と考える。しかも煽石の含有地は三郡に限られ、一方需要は増加する傾向にある。これを考えればその価格はむしろ一般の石炭より上位にあるべきである。しかしそうでないのは、販路が狭隘であることと、

従来排水が不要で比較的出炭量が多かったことによる。

「然るに今日煽石鉱業者は採掘高の困難なるにも拘らず、独り価格の点のみ旧習を墨守し、普通炭に比し安価なるは啻に道理の許さゞる処」である。そこで本年以後はどんな理由があっても煽石価格を下落させないようにし、将来は一般の石炭と同価格を保つように決議し、そのためには採掘を中止してでも目的を達する決意であるとしている。

以上の投書の内容をみるとき、筑豊の煽石鉱業がおかれている状況は先に引用した明治初年の資料にみる状況と何らかわるところがないようにさえ思える。二十数年間に大きく発展をとげた筑豊石炭鉱業の中で、置き忘れられた感さえある。

その原因は煽石のもつ二つの特殊性に求めることができよう。そのひとつは、煽石の賦存状況の特殊性、すなわち産出地域が筑豊の三郡の一部に限られ、また大規模採炭に適しないという炭層条件、すなわち自然条件によって制約された煽石の特殊性であり、これが煽石鉱業における生産構造を規定している。さらに煽石のもつ炭質の特殊性が石炭商品としての煽石の用途を限定し、狭隘な市場構造を決定づけてしまったといえよう。

この煽石鉱業のおかれた状況の中で、これに何とか対応していこうとした煽石鉱業者の動きが、一括売捌き組織の設置であり、これによって送炭量の管理・価格の統制・資金の融通などを行ない、みずからの生産の安定をはかろうとするものであった。石炭一般については早々に崩壊してしまった一括店による売捌きを、煽石にあっては何とか維持しようと努めていたことは、その効果については不充分であったとしても注目に値いするものであろう。

このような鉱業者の動きを要請したものは、たしかに煽石がもつ石炭の中での特殊性ではあったが、筑豊石炭全般に目をむければ、炭況が不振になるたびに、出炭制限が論議されながらも実現せず、大正三年になって、はじめて実施されたことをあわせて考えると、煽石鉱業者の動きの中の一定の意義を認めることもできるのではないかと思われる。

ところで、これまでみてきた筑豊の煽石鉱業をとりまく状況の中できわめて特異な動きをみせたのが、麻生家を中心とした嘉麻煽石社の設立であった。これは零細な煽石坑区を合併して、大規模化し機械の導入をはかり、生産段階での変革をはかろうとしたものである。嘉麻煽石坑は撰定坑区に指定されており、嘉麻煽石社の分析を行なうことにより、煽石鉱業における一つの経営の例と、撰定坑区をめぐる問題をあきらかにしうるものと考えている。これについては別稿の課題としたい。

付記　本稿は文部省科学研究費助成（奨励研究A）「明治二十年代筑豊における撰定坑区の研究」による研究成果の一部である。

なお、本稿の作成にあたって、九州大学石炭研究資料センターの東定宣昌、荻野喜弘の両氏ならびに九州産業大学の江藤彰彦氏および福岡県地域史研究所の山田秀氏に資料その他に関して多くの御教示を得た。記して謝意を表します。

表１．筑豊石炭鉱業組合加盟坑送出炭中の煽石と無煙炭

年　次	全炭種計	煽石(A)	%	無煙炭(B)	%	(A)+(B)	%
明治19年	309,899	38,936	12.56	0	0.00	38,936	12.56
20年	410,082	54,647	13.33	272	0.07	54,919	13.39
21年	551,627	58,712	10.64	1,270	0.23	59,982	10.87
22年	699,956	47,711	6.82	28	0.00	47,739	6.82
23年	787,591	48,962	6.22	303	0.04	49,265	6.26
24年	920,411	43,431	4.72	0	0.00	43,431	4.72
25年	1,039,777	51,647	4.97	0	0.00	51,647	4.97
26年	1,234,078	52,813	4.28	256	0.02	53,069	4.30
27年	1,710,887	50,046	2.93	0	0.00	50,046	2.93
28年	2,136,616	54,918	2.57	0	0.00	54,918	2.57
29年	2,340,562	55,128	2.36	2,436	0.10	57,564	2.46
30年	2,726,342	80,269	2.94	10,637	0.39	90,906	3.33
31年	3,400,794	51,482	1.51	8,777	0.26	60,259	1.77
32年	3,533,350	53,143	1.50	7,193	0.20	60,336	1.71
33年	4,087,254	125,824	3.08	469	0.01	126,293	3.09
34年	4,761,632	72,607	1.52	518	0.01	73,125	1.54
35年	5,043,548	92,235	1.83	517	0.01	92,752	1.84
36年	5,164,684	114,799	2.22	1,651	0.03	116,450	2.25
37年	5,386,519	116,447	2.16	10,154	0.19	126,601	2.35
38年	5,457,528	126,944	2.33	28,450	0.52	155,394	2.85
39年	6,036,961	112,432	1.86	37,217	0.62	149,649	2.48
40年	6,462,463	77,741	1.20	34,182	0.53	111,923	1.73
41年	6,902,636	70,385	1.02	45,594	0.66	115,979	1.68
42年	6,869,619	69,709	1.01	55,019	0.80	124,728	1.82
43年	7,069,816	86,833	1.23	66,948	0.95	153,781	2.18
44年	7,926,782	125,744	1.59	74,347	0.94	200,091	2.52
大正 元年	8,671,904	95,019	1.10	78,957	0.91	173,976	2.01
2年	9,534,822	113,439	1.19	85,395	0.90	198,834	2.09
3年	9,449,965	80,580	0.85	81,949	0.87	162,529	1.72
4年	8,003,122	94,125	1.18	80,534	1.01	174,659	2.18
5年	9,036,928	105,215	1.16	91,241	1.01	196,456	2.17
6年	10,231,729	97,522	0.95	80,766	0.79	178,288	1.74

（備考）単位：噸
筑豊石炭鉱業組合事務所『最新筑豊石炭鉱業要覧』大正６年、78-80頁による。
なお原資料の炭種は、塊炭・粉炭・切込炭・硬炭・煽石・無煙炭・骸炭・石殻に分類されている。ここでは広義の「煽石」にあたると思われる、煽石と無煙炭とを抽出した。

表２．明治１７年の田川郡における石炭と煽石の生産

	借区坪数（坪）	借区箇所数	借区主数（人）	産　額（貫）	価　格（円）
石炭坑業(a)	138136	69	92	7487296	22461.888
煽石坑業(b)	48314	39	62	4446880	11117.2
(c)=(a)+(b)	186450	108	154	11934176	33579.088
(d)=(b)/(a)x100	（％） 35.0	56.5	67.4	59.4	49.5
(e)=(b)/(c)x100	（％） 25.9	36.1	40.3	37.3	33.1

（備考）『田川市史』中巻、817-817 頁に所引の田川郡役所「勧業統計表」（明治17年分）による。
ただし、引用した『田川市史』には、別掲した表.4と同内容の項目があるが、注記されているように、元資料の数値が混乱しており、主要な項目のみを掲げた。

表3．明治１６年『鉱山借区一覧表』の煽石坑区

郡名	村名	字名	借区面積	番号	借区人	生産額	許可年月	廃業年月	備考
鞍手	新多	上日	281.0坪	官90	吉良徳治郎	174,400.0	101225.		
鞍手	新多	上日	219.0坪	借554	吉良徳治郎	80,000.0	101225.		
鞍手	新多	上日	1,100.0坪	借950	吉良徳治郎	116,800.0	111018.		
嘉麻	下三緒	東七々浦	300.0坪	官100	藤城善七	16,000.0	110125.		
嘉麻	綱分	城ノ越	600.0坪	借1787	松岡平三	0.0	80520.		
嘉麻	綱分	水洗	600.0坪	借1639	瓜生平五郎	80,000.0	130401.		
穂波	土師	三十六	1,600.0坪	官411	矢次玄蓍	0.0	130611.		
田川	池ノ尻	下屋敷	960.0坪	借966	坪根八三郎	448,000.0	111101.		
田川	池ノ尻	下屋敷	1,000.0坪	借1468	林田国太郎	204,000.0	121114.		他1人
田川	池ノ尻	下屋敷	2,200.0坪	借808	有吉久平治	0.0	110705.		他1字
田川	池ノ尻	後藤寺原	1,200.0坪	借968	有吉昇九良	0.0	111101.		他1人
田川	池ノ尻	式部迫	1,268.8坪	借1310	原田利一郎	259,200.0	120710.		他1人
田川	池ノ尻	内山	3,200.0坪	借1492	中島与三郎	288,000.0	121209.		他3人
田川	池ノ尻	字ト畑	2,080.0坪	借2266	有吉久平治	448,000.0	141021.		
田川	後藤寺	赤松尾	2,400.0坪	借823	末松八三郎	24,000.0	110801.		
田川	後藤寺	赤松尾	1,000.0坪	借2623	津川全市	0.0	150707.		
田川	後藤寺	大浦	900.0坪	借1623	津川信次郎	0.0	130315.		他1人
田川	河原弓削田	小松ケ浦	300.0坪	借594	平岡儀平郎	112,000.0	110125.		
田川	宮尾	女夫石	900.0坪	借1418	丈川治一良	0.0	121003.		
田川	宮尾	女夫石	1,350.0坪	借826	有吉忠三良	160,000.0	110801.		他1人
田川	宮尾	女夫石	900.0坪	甲1018	丈川治一良	0.0	90312.		
田川	宮尾	平松	2,000.0坪	甲1019	原田平八良	224,000.0	90313.		他1人
田川	宮尾	平松	1,000.0坪	借1289	伊藤全七	48,000.0	120710.		
田川	宮尾	美ノ田	500.0坪	借814	原田平八良	28,000.0	120705.		
田川	宮尾	美ノ田	3,000.0坪	借1288	有吉庄三良	0.0	120710.		
田川	宮尾	貴船	690.0坪	借834	重藤彦次良	0.0	110813.		
田川	宮尾	春光	2,730.0坪	借854	稲田芳平	0.0	110912.		他3字，5人
田川	宮尾	桑又	750.0坪	借1292	井上角平	12,256.0	120710.		他1字
田川	宮尾	ドヲゼ	1,800.0坪	借1311	杉尾円三	0.0	120710.		他1字，1人
田川	宮尾	原光	570.0坪	借1637	井上新市	0.0	130701.		
田川	宮尾	後藤寺原	600.0坪	借1493	田中利三良	0.0	121209.		
田川	宮尾	古小原薄	800.0坪	借2437	桑野勘十良	0.0	150124.		他1人
田川	宮尾	鰐ケ池	300.0坪	借2552	伊藤丈平	0.0	150419.		他1人
田川	新所	萩原	500.0坪	借1315	大島弥七	16,000.0	120710.		他1人
田川	新所	萩原	170.0坪	借1481	山本市三良	0.0	121209.	131020.	他1人
田川	新所	実盛塚	730.0坪	官338	山本市三良	32,000.0	121209.		他1人
田川	新所	実盛塚	1,250.0坪	官276	川津友三良	16,000.0	120710.		
田川	新所	実盛塚	1,600.0坪	官277	勝平八良	0.0	120710.		
田川	新所	実盛塚	961.0坪	官432	山倉関太良	0.0	130709.		他1人
田川	新所	実盛塚	1,375.0坪	官484	岡田宿太良	0.0	131106.		
田川	新所	実盛塚	1,000.0坪	官506	山本市三良	0.0	131222.		他1人
田川	新所	実盛塚	700.0坪	官269	勝平八良	0.0	120703.		
田川	新所	実盛塚	1,000.0坪	官161	岡田壮治良	16,000.0	110813.		他1人
田川	新所	実盛塚	814.5坪	官760	香月忠三郎	0.0	150707.		
田川	新所	糸飛	1,500.0坪	借1316	植木宗治	0.0	120710.		
田川	新所	大沼	540.0坪	官759	香月武次良	0.0	150707.		
田川	中伊田	堤ケ奥	500.0坪	借1487	宮尾嘉七	0.0	121209.	151023.	
田川	田原	号四郎	450.0坪	借2135	古谷七次郎	17,280.0	140622.		

（備考）工部省鉱山課『鉱山借区一覧表』（明治１６六年１２月３１日調）による。
なお、「借区人」欄の人名は原資料のまま。生産額は明治１５年分と思われる。「許可年月」および「廃業年月」欄の数字は、下から２桁ごとに日・月・（明治）年を表わしている。また「備考」欄の「他○字」および「他○人」は、それぞれ表記以外の字および借区人の数をしめす。

表４．明治１６年の福岡県における石炭坑業と煽石坑業

	借区坪数（坪）	借区箇所数	借区主数（人）	前年越高（斤）	売却高（斤）
石炭坑業(a)	1050913.42	628	662	105201070	462939896
煽石坑業(b)	39798.00	31	49	2820000	7536000
(c)=(a)+(b)	1090711.42	659	711	108021070	470475896
(d)=(b)/(a)x100	(%) 3.79	4.94	7.40	2.68	1.62
(e)=(b)/(c)x100	(%) 3.64	4.70	6.89	2.61	1.60

	残高（斤）	坑業工数（工）	掘出高（斤）	売却代価（円）	坑業日数（日）	坑業人費（円）
(a)	84909506	22699385	442700832	284373.987	43633	231248.67
(b)	6464000	5652	11180000	2582.75	1826	5257.5
(c)	91373506	22705037	453880832	286956.737	45459	236506.17
(d)	7.61	0.025	2.53	0.91	4.18	2.27
(e)	7.07	0.026	2.46	0.90	4.02	2.22

（備考）「十六年中諸坑業借区略表」（『福岡県勧業年報』第６回、明治17年、57頁）による。

付表．煽石決定価格

単位：円／１万斤

郡別	A 五郡煽石坑主申合契約 明治19年 5月 7日	B 煽石坑主株定契約書 明治19年 9月	C ［委員・青柳間契約］ 明治22年 3月	D ［煽石坑主委員会議定］ 明治23年10月 7日	E 約定証 明治24年 4月 8日
嘉麻 （嘉穂）	天切 9.30 上 7.50	天切 8.50 ～10.00	天切 16.00 上 14.80	石井手天切 16.00 上 10.00	石井手天切 16.60 上 10.50
鞍手	天切 9.00 上 6.50	天切 8.30 ～9.80	天切 16.00 上 13.50	天切 14.50 上 10.30	天切 15.10 上 10.90
田川	天切 8.50 上 6.70	天切 8.00 ～9.50	天切 15.50 上 13.70	天切 14.30 極上 9.30	改良天切 15.50 極上 11.00
新多村分			別極 14.00 上 12.50		

（備考）本文中に引用した各資料による。
各郡ともそれぞれ５～８銘柄があり、「Ｂ」の場合をのぞいて、それぞれの銘柄について価格を決定している。ただし、時期によりその銘柄が異なっているので、本表には各郡の最高値と最安値の銘柄の価格を掲出した。